



平成 2 7 年 第 2 回 箕 面 市 議 会 定 例 会 議 案

箕 面 市



平成27年第2回箕面市議会定例会議案

報告第2号	平成26年度箕面市一般会計継続費繰越計算書（ごみ処理施設基幹改良・長期包括運営準備事業（継続費）、道路・交通安全施設維持補修事業（H26継続費）、北大阪急行線延伸設計事業（継続費）、船場地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費）、かやの中央地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費））	1
報告第3号	平成26年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書（地方創生先行型交付金活用事業、牧落交番移転整備事業、大阪府議会議員選挙事業、プレミアム商品券発行事業、道路安全対策事業、橋りょう長寿命化対策事業（H26緊急経済対策）、船場地区自転車駐車場整備事業、船場地区歩行者デッキ整備事業、都計道路桜井石橋線道路改良事業、中央公園整備事業、箕面学力・体力・生活状況総合調査実施事業、箕面森町地域認定こども園運営法人選考事業、学校配置コンピュータ整備事業（小学校）、学校配置コンピュータ整備事業（中学校）、災害復旧事業（農林水産業施設））	3
報告第4号	平成26年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書（子ども・子育て支援新制度準備事業、都計道路国文都市4号線道路改良事業、都計道路萱野東西線道路改良事業（東部地区））	5
報告第5号	平成26年度箕面市病院事業会計継続費繰越計算書（医療機器等整備事業、病院施設改修事業）	7
報告第6号	平成26年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（高額医療機器等整備事業、病院施設改修事業）	9

報告第7号	専決処分の承認を求める件（箕面市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）	11
報告第8号	専決処分の承認を求める件（平成26年度箕面市一般会計補正予算（第10号））	15
報告第9号	専決処分の承認を求める件（平成26年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第6号））	39
報告第10号	専決処分の承認を求める件（平成26年度箕面市病院事業会計補正予算（第5号））	55
第45号議案	箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定の件	67
第46号議案	箕面市個人情報保護条例改正の件	71
第47号議案	箕面市税条例等改正の件	81
第48号議案	箕面市職員退職手当条例及び箕面市職員の再任用に関する条例改正の件	97
第49号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	99
第50号議案	箕面市高齢者等介護総合条例改正の件	101
第51号議案	北部大阪都市計画白島三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件	103

第 5 2 号議案	箕面森町広域誘致施設地区における建築物の制限等に関する条例制定の件	109
第 5 3 号議案	北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件	113
第 5 4 号議案	北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の施行に関する条例廃止の件	117
第 5 5 号議案	平成 2 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 号）	119
第 5 6 号議案	平成 2 7 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）	167
第 5 7 号議案	平成 2 7 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）	191
第 5 8 号議案	平成 2 7 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）	209
第 5 9 号議案	平成 2 7 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 1 号）	219
第 6 0 号議案	平成 2 7 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	231
第 6 1 号議案	平成 2 7 年度箕面市競艇事業会計補正予算（第 1 号）	243
諮問第 2 号	軌道敷設の特許申請に係る同意について意見を求める件	251



報告第2号

平成26年度箕面市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成26年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
				予算上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源				
											国府支出金	地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
4	衛生費	2	清掃費	ごみ処理施設 基幹改良・ 長期包括運営 準備事業 (継続費)	29,800,000	11,646,000	11,646,000	9,493,200	2,152,800	2,152,800	2,152,800				
8	土木費	2	道路橋りょう費	道路・交通 安全施設 維持補修事業 (H26継続費)	181,000,000	87,000,000	87,000,000	75,910,784	11,089,216	11,089,216	11,089,216				
				北大阪急行線 延伸設計事業 (継続費)	1,738,151,000	281,048,000	461,146,000	742,194,000	232,109,004	510,084,996	510,084,996	54,024,996	47,560,000	408,500,000	
		4	都市計画費	船場地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	22,720,000	12,204,000		12,204,000	3,302,640	8,901,360	8,901,360	8,901,360			
				かやの中央地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	23,316,000	12,690,000		12,690,000	6,328,800	6,361,200	6,361,200	6,361,200			

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成26年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告するものである。





報告第3号

平成26年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
			円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	地方創生先行型交付金活用事業	41,428,000	41,428,000	37,662,000		3,766,000
		牧落交番移転整備事業	64,936,000	43,202,720			43,202,720
	4 選挙費	大阪府議会議員選挙事業	12,859,000	12,859,000		12,859,000	
7 商工費	1 商工費	プレミアム商品券発行事業	79,779,000	79,779,000	79,779,000		
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路安全対策事業	55,000,000	55,000,000		38,100,000	16,900,000
		橋りょう長寿命化対策事業 (H26緊急経済対策)	26,838,000	26,838,000		22,497,000	4,341,000
	4 都市計画費	船場地区自転車駐車場整備事業	17,000,000	17,000,000			17,000,000
		船場地区歩行者デッキ整備事業	6,000,000	6,000,000			6,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金、諸収入及び地方債	
					円	円	円
8 土木費	4 都市計画費	都計道路桜井石橋線 道路改良事業	35,000,000	21,590,000		18,100,000	3,490,000
		中央公園整備事業	170,075,000	170,075,000			170,075,000
10 教育費	1 教育総務費	箕面学力・体力・生活状況 総合調査実施事業	8,964,000	8,964,000			8,964,000
		箕面森町地域認定こども園 運営法人選考事業	546,000	546,000			546,000
	2 小学校費	学校配置コンピュータ 整備事業（小学校）	15,593,000	15,593,000			15,593,000
	3 中学校費	学校配置コンピュータ 整備事業（中学校）	2,599,000	2,599,000			2,599,000
11 災害復旧費	2 農林水産業施設 災害復旧費	災害復旧事業 （農林水産業施設）	12,080,000	11,375,613		10,378,000	997,613

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

（理由）

平成26年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものである。

平成26年度箕面市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
3	民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て 支援新制度 準備事業	1,620,000		1,620,000	1,620,000			1,620,000	子ども・子育て支援新 制度準備事業におい て、子ども・子育て支 援事業計画策定の検討 内容の追加により、計 画策定支援委託の完了 予定が翌年度となるこ とに伴い、必要経費を 繰り越したため。
8	土木費	4 都市計画費	都 計 道 路 国文都市4号線 道路改良事業	334,390,000	237,000,000	97,390,000	97,390,000		87,600,000	9,790,000	都計道路国文都市4号 線道路改良事業におい て、都市再生機構が行 う工事の完了予定が翌 年度となることに伴 い、必要経費を繰り越 したため。

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
8 土木費	4 都市計画費	都 計 道 路 萱 野 東 西 線 道 路 改 良 事 業 ( 東 部 地 区 )	199,678,323	69,390,000	130,288,323		130,288,323		110,600,000	19,688,323	都計道路萱野東西線道路改良事業（東部地区）において、関係者との協議に不測の日時を要し、工事及び建物等移転補償業務が年度内に完了しなかったことに伴い、必要経費を繰り越したため。

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成26年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告するものである。

報告第5号

平成26年度箕面市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成26年度継続費予算現額			支払義務 発 生 (見込)額	残額	翌年度 通 次 繰越額	翌年度通 次繰越額 に係る財 源予定	翌年度通 次繰越額 に係る繰 越を要す るたな卸 資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度 通 次 繰越額	計				当年度損 益勘定留 保資金	
資本的 1 支 出	建 設 1 改良費	医療機 器等整 備事業	円 300,000,000	円 60,000,000	円 5,403,604	円 65,403,604	円 61,882,556	円 3,521,048	円 3,521,048	円 3,521,048	円
		病院施 設改修 事業	円 260,973,000	円 110,929,000		円 110,929,000	円 13,818,908	円 97,110,092	円 97,110,092	円 97,110,092	

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成26年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により報告するものである。



報告第6号

平成26年度箕面市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
資本的 1 支 出	建 設 1 改 良 費	高額医療 機器等整 備事業	円 398,703,000	円 313,230,215	円 85,472,785	円 85,472,785	円	円	X線画像撮影装置等の高額医療機器の更新を予定していたが、使用状況から更新を1年遅らせることが可能と判断したことに伴い、必要経費を繰り越したため。
		病院施設 改修事業	円 144,494,000	円 75,125,572	円 69,368,428	円 69,368,428			空調機等の設備改修を予定していたが、平成27年度に実施を予定しているリハビリテーションセンターの改修と同時施工とすることで効率的な改修が可能と判断したことに伴い、必要経費を繰り越したため。

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成26年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。





報告第7号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成27年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（別紙）

（理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、その一部の規定が公布の日から施行されることに伴い、箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成26年箕面市条例第30号）の関係規定を緊急に改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。





箕面市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

箕面市長

倉田哲郎

箕面市条例第二十五号

箕面市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年箕面市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「第三十三条の改正規定」を「第三十三条第二号イの改正規定（「二千四百円」を「三千六百元」に改める部分を除く。）」に、「附則第四条」を「附則第四条第一項」に改め、同条第五号中「附則第九条」を「第三十三条第一号の改正規定、同条第二号イの改正規定（「二千四百円」を「三千六百元」に改める部分に限る。）、同号ロ及び同条第三号の改正規定並びに附則第九条」に、「附則第五条」を「附則第四条第二項、第五条」に改める。

附則第四条中「第三十三条」を「第三十三条第二号イ（二輪のもの（側車付きのものを含む。）に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 新条例第三十三条第一号、第二号イ（二輪のもの（側車付きのものを含む。）に係る部分に限る。）、同号ロ及び第三号の規定は、平成二十八年年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十七年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



報告第 8 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 27 年 3 月 31 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 27 年 6 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 26 年度箕面市一般会計補正予算（第 10 号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成 26 年度箕面市一般会計予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。



平成26年度箕面市一般会計補正予算(第10号)

平成26年度箕面市の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,655千円を追加し、歳入歳出それぞれ43,531,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年3月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 地方譲与税	1 地方揮発油譲与税	227,000	10,744	237,744
		70,000	1,188	71,188
		157,000	9,555	166,555
3 利子割交付金	3 地方道路譲与税	0	1	1
		102,000	1,583	103,583
		102,000	1,583	103,583
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1,330,000	59,284	1,389,284
		1,330,000	59,284	1,389,284
		2,000	366	2,366
7 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	2,000	366	2,366
		2,000	366	2,366
8 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	70,000	△11,649	58,351
		70,000	△11,649	58,351
10 地方交付税	1 地方交付税	968,957	10,550	979,507
		968,957	10,550	979,507
11 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	25,000	△4,095	20,905
		25,000	△4,095	20,905
14 国庫支出金	1 国庫負担金	6,110,482	△75,693	6,034,789
		4,819,507	11,019	4,830,526
		794,626	△88,293	706,333
		29,182	4,781	33,963
		467,167	△3,200	463,967
15 府 支 出 金	1 府 負 担 金	2,973,433	27,391	3,000,824
		1,669,046	△4,323	1,664,723
		887,253	26,873	914,126
		336,095	4,841	340,936
17 寄 附 金	1 寄 附 金	49,026	10,000	59,026
		49,026	10,000	59,026
20 諸 収 入	5 雑 入	1,242,979	1,374	1,244,353
		578,309	1,374	579,683
21 市 債	1 市 債	2,137,462	△1,200	2,136,262
		2,137,462	△1,200	2,136,262
歳 入 合 計		43,502,985	28,655	43,531,640



歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
4 衛生費		4,057,964	28,655	4,086,619
	1 保健衛生費	1,159,154	18,655	1,177,809
	3 市民医療総合施設 対	773,761	10,000	783,761
歳 出 合 計		43,502,985	28,655	43,531,640

第 2 表 地方債補正

起債の目的	正 区 分	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				その他
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	
災害復旧 事業	補正前	千円 81,800	普通貸借 は行 普又証	%以内 4 (注)	政 の 府 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に 応じ て繰上償還 すること ができる。
	補正後	80,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成26年度  
(2014年度)

箕面市一般会計補正予算(第10号)説明書



歳入歳出予算事項別明細書  
1 総括 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	千円 22,411,847	千円 0	千円 22,411,847
2 地方譲与税	227,000	10,744	237,744
3 利子割交付金	102,000	1,583	103,583
4 配当割交付金	199,000	0	199,000
5 株式等譲渡所得割交付金	24,000	0	24,000
6 地方消費税交付金	1,330,000	59,284	1,389,284
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	366	2,366
8 自動車取得税交付金	70,000	△11,649	58,351
9 地方特例交付金	121,088	0	121,088
10 地方交付税	968,957	10,550	979,507
11 交通安全対策特別交付金	25,000	△4,095	20,905
12 分担金及び負担金	607,447	0	607,447
13 使用料及び手数料	643,224	0	643,224
14 国庫支出金	6,110,482	△75,693	6,034,789
15 府支支出金	2,973,433	27,391	3,000,824
16 財産収入	803,385	0	803,385
17 寄附金	49,026	10,000	59,026
18 繰入金	2,931,307	0	2,931,307
19 繰越金	523,348	0	523,348
20 諸収入	1,242,979	1,374	1,244,353
21 市債	2,137,462	△1,200	2,136,262
歳入合計	43,502,985	28,655	43,531,640

## 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会会費	千円 438,203	千円 0	千円 438,203
2 総務費	5,722,965	0	5,722,965
3 民生費	18,063,501	0	18,063,501
4 衛生費	4,057,964	28,655	4,086,619
5 労働費	100,122	0	100,122
6 農林水産業費	168,487	0	168,487
7 商工費	298,541	0	298,541
8 土木費	4,260,513	0	4,260,513
9 消防費	1,167,614	0	1,167,614
10 教育費	6,195,007	0	6,195,007
11 災害復旧費	140,000	0	140,000
12 公債費	2,738,121	0	2,738,121
13 諸支出金	101,947	0	101,947
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	43,502,985	28,655	43,531,640

補正額の財源内訳				
特	定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	10,000	0	18,655
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	10,000	0	18,655
0	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
2	地方譲与税	227,000	10,744	237,744
1	地方揮発油譲与税	70,000	1,188	71,188
1	地方揮発油譲与税	70,000	1,188	71,188
2	自動車重量譲与税	157,000	9,555	166,555
1	自動車重量譲与税	157,000	9,555	166,555
3	地方道路譲与税	0	1	1
1	地方道路譲与税	0	1	1
3	利子割交付金	102,000	1,583	103,583
1	利子割交付金	102,000	1,583	103,583
1	利子割交付金	102,000	1,583	103,583
6	地方消費税交付金	1,330,000	59,284	1,389,284
1	地方消費税交付金	1,330,000	59,284	1,389,284
1	地方消費税交付金	1,330,000	59,284	1,389,284
7	ゴルフ場利用税交付金	2,000	366	2,366
1	ゴルフ場利用税交付金	2,000	366	2,366
1	ゴルフ場利用税交付金	2,000	366	2,366
8	自動車取得税交付金	70,000	△11,649	58,351
1	自動車取得税交付金	70,000	△11,649	58,351
1	自動車取得税交付金	70,000	△11,649	58,351
10	地方交付税	968,957	10,550	979,507
1	地方交付税	968,957	10,550	979,507
1	地方交付税	968,957	10,550	979,507
1	地方交付税	268,957	10,550	979,507



節		明	
区分	金額 千円	説	千円
1 地方揮発油 譲与税	1,188	1 地方揮発油譲与税 補正後 71,188,000円—補正前 70,000,000円	1,188
1 自動車重量 譲与税	9,555	1 自動車重量譲与税 補正後 166,555,000円—補正前 157,000,000円	9,555
1 地方道路 譲与税	1	1 地方道路譲与税	1
1 利子割交付金	1,583	1 利子割交付金 補正後 103,583,000円—補正前 102,000,000円	1,583
1 地方消費 税金	59,284	1 地方消費税交付金 補正後 1,389,284,000円—補正前 1,330,000,000円	59,284
1 ゴルフ場 利用税交付金	366	1 ゴルフ場利用税交付金 補正後 2,366,000円—補正前 2,000,000円	366
1 自動車取得 税金	△11,649	1 自動車取得税交付金 補正後 58,351,000円—補正前 70,000,000円	△11,649
1 地方交付 税	10,550	2 特別交付税 補正後 110,548,000円—補正前 100,000,000円 3 震災復興特別交付税	10,548

(款) 10 地方交付税  
(項) 1 地方交付税

(款) 11 交通安全対策特別交付金  
 (項) 1 交通安全対策特別交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
11	交通安全対策特別交付金	25,000	△4,095	20,905
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	△4,095	20,905
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	△4,095	20,905
14	国庫支出金	6,110,482	△75,693	6,034,789
	1 国庫負担金	4,819,507	11,019	4,830,526
	1 民生費国庫負担金	4,819,507	11,019	4,830,526
	2 国庫補助金	794,626	△88,293	706,333
	1 民生費国庫補助金	621,585	△65,762	555,823
	3 教育費国庫補助金	104,818	△21,693	83,125

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
1 交通安全対策特別交付金	△4,095	1 交通安全対策特別交付金 補正後 20,905,000円—補正前 25,000,000円	△4,095
1 社会福祉費	4,965	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 890,269,000円—補正前 886,155,000円	4,114
負		8 自立支援医療(更生医療・育成医療)負担金 補正後 28,253,000円—補正前 27,314,000円	939
		9 特別障害者手当等給付費負担金 補正後 59,394,000円—補正前 59,482,000円	△88
2 児童福祉費	6,990	2 特別児童扶養手当取扱事務費負担金 補正後 536,000円—補正前 406,000円	130
負		4 助産施設入所費負担金 補正後 284,000円—補正前 288,000円	△4
		5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 360,000円—補正前 160,000円	200
		6 児童扶養手当費負担金 補正後 139,227,000円—補正前 139,815,000円	△588
		7 児童手当費負担金 補正後 1,626,291,000円—補正前 1,619,039,000円	7,252
3 生活保護費	△936	1 生活保護費負担金 補正後 1,565,707,000円—補正前 1,566,280,000円	△573
負担		2 中国残留邦人生活支援給付費負担金 補正後 0円—補正前 363,000円	△363
1 社会福祉費	△57,168	5 地域生活支援事業費等補助金 補正後 58,953,000円—補正前 76,121,000円	△17,168
補助		9 生活困窮者自立促進支援モデル事業費補助金 補正後 0円—補正前 40,000,000円	△40,000
2 児童福祉費	335	2 母子自立支援事業費補助金 補正後 5,552,000円—補正前 4,473,000円	1,079
補助		5 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 補正後 155,191,000円—補正前 155,935,000円	△744
3 生活保護費	△8,929	1 生活保護適正実施推進事業費補助金 補正後 1,207,000円—補正前 7,501,000円	△6,294
補助		4 自立支援プログラムの策定実施推進事業費補助金 補正後 0円—補正前 2,635,000円	△2,635
1 教育総務費	△21,693	2 観察実験アシスタント事業費補助金 1,670×1/3=556	556
補助			

(款) 14 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

(款) 14 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項	科 目		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14	2	3[教育費国庫補助金]			
		6 災害復旧費国庫補助金	18,537	△838	17,699
	3	国 庫 委 託 金	29,182	4,781	33,963
		2 民生費国庫委託金	28,642	4,781	33,423
	4	国 庫 交 付 金	467,167	△3,200	463,967
	5	教育費国庫交付金	3,200	△3,200	0
15	支 出 金	2,973,433	27,391	3,000,824	
1	府 負 担 金	1 府 民 生 費 府 負 担 金	1,669,046	△4,323	1,664,723
		2 府 補 助 金	837,253	26,873	914,126
	1	総務費府補助金	10,000	31,800	41,800
		2 民生費府補助金	617,789	1,283	619,072

節		説明		
区分	金額			
	千円		千円	
1 農林水産業施設 災害復旧費 補助金	△871	3 幼稚園就園奨励費補助金 補正後 71,082,000円—補正前 1 林道施設災害復旧事業費補助金 補正後 13,947,000円—補正前 2 農業施設災害復旧費補助金 補正後 767,000円—補正前	93,331,000円 14,854,000円 731,000円	△22,249 △907 36
2 公共土木施設 災害復旧費 補助金	33	1 公共土木施設災害復旧事業費補助金 補正後 2,985,000円—補正前	2,952,000円	33
1 社会福祉 委託費 金	4,781	1 国民年金事務費委託金 補正後 33,422,000円—補正前	28,641,000円	4,781
1 中 学 校 交 付 費 金	△3,200	1 学校施設環境改善交付金 補正後 0円—補正前	3,200,000円	△3,200
2 児童福祉 費 金	△4,323	3 助産施設入所費負担金 補正後 142,000円—補正前 4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 180,000円—補正前 5 児童手当費負担金 補正後 355,042,000円—補正前 7 障害児通所給付費負担金 補正後 45,634,000円—補正前	144,000円 80,000円 359,270,000円 45,827,000円	△2 100 △4,228 △193
1 総務管理 費 金	31,800	6 大阪府市町村振興補助金 補正後 41,800,000円—補正前	10,000,000円	31,800
1 社会福祉 費 金	△30,903	4 地域生活支援事業費等補助金 補正後 29,476,000円—補正前 38 老人医療費補助金 補正後 71,763,000円—補正前 63 身体障害者知的障害者医療費補助金 補正後 60,878,000円—補正前	36,859,000円 86,904,000円 69,257,000円	△7,383 △15,141 △8,379
2 児童福祉 費 金	△17,520	3 休日保育事業費補助金 補正後 1,171,000円—補正前 7 ひとより親家庭医療費補助金 補正後 31,506,000円—補正前 9 子どもの医療費補助金 補正後 52,829,000円—補正前	1,038,000円 34,496,000円 59,147,000円	133 △2,990 △6,318

(款) 15 府支出金  
(項) 2 府補助金

(款) 15 府支出金  
(項) 2 府補助金

款	項	科 目		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15	2	2 [民生費府補助金]				
		8 教育費府補助金		141,995	△6,210	135,785
		4 府 交 付 金		336,095	4,841	340,936
		1 総務費府交付金		210,690	12,206	222,896
		2 民生費府交付金		96,370	△5,183	91,187
		5 土木費府交付金		6,047	△1,897	4,150
		6 消防費府交付金		824	541	1,365
		7 教育費府交付金		12,161	△826	11,335
17 寄 附 金		49,026	10,000	59,026		
1 寄 附 金		49,026	10,000	59,026		

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		11 延長保育事業費補助金 補正後 34,130,000円—補正前	35,633,000円 △1,503
		15 病後児保育運営費補助金 補正後 8,455,000円—補正前	8,551,000円 △96
		16 認可外保育施設事業費補助金 補正後 33,000円—補正前	50,000円 △17
		21 安心子ども基金特別対策事業費補助金 補正後 239,896,000円—補正前	245,143,000円 △5,247
		24 保育緊急確保事業費補助金 補正後 27,842,000円—補正前	29,324,000円 △1,482
3 生活保護費補助金	49,706	2 住宅・生活支援対策事業費補助金 補正後 53,500,000円—補正前	3,794,000円 49,706
1 教育総務費補助金	△6,210	15 放課後児童健全育成事業費補助金 補正後 45,656,000円—補正前	51,308,000円 △5,652
		17 観察実験アシスタント事業費補助金 補正後 0円—補正前	558,000円 △558
1 総務管理費交付金	578	6 権限移譲事務費交付金(共同処理分) 補正後 1,332,000円—補正前	1,254,000円 578
2 徴税費交付金	12,263	1 府民徴収取扱費交付金 補正後 199,263,000円—補正前	187,000,000円 12,263
3 戸籍住民基本台帳費交付金	△635	1 権限移譲事務費交付金 補正後 2,468,000円—補正前	3,103,000円 △635
1 社会福祉費交付金	△4,042	1 行旅死亡人取扱交付金 補正後 263,000円—補正前	525,000円 △262
		4 地域福祉交付金 補正後 29,617,000円—補正前	28,421,000円 1,196
		15 権限移譲事務費交付金(共同処理分) 補正後 11,193,000円—補正前	16,169,000円 △4,976
2 児童福祉費交付金	△1,141	1 子育て支援交付金 補正後 49,795,000円—補正前	50,949,000円 △1,154
		4 母子寡婦福祉資金貸付事務取扱交付金	13
1 土木管理費交付金	△1,897	4 土地区画整理法移譲事務費交付金 補正後 2,755,000円—補正前	5,274,000円 △2,519
		11 権限移譲事務費交付金(共同処理分) 補正後 1,059,000円—補正前	437,000円 622
1 消防費交付金	541	1 権限移譲事務費交付金 補正後 1,365,000円—補正前	824,000円 541
1 教育総務費交付金	△826	1 教職員人事権移譲事務費交付金 補正後 11,335,000円—補正前	12,161,000円 △826

(款) 17 寄附金  
(項) 1 寄附金

(款) 17 寄附金  
(項) 1 寄附金

款	項	科	目	補正前の額	補正額	計
17	1	1	ふるさと寄附金	千円 49,026	千円 10,000	千円 59,026
20	諸		収入	1,242,979	1,374	1,244,353
	5	雑	収入	578,309	1,374	579,683
	4	過年度	収入	2,159	1,374	3,533
21	市		債	2,137,462	△1,200	2,136,262
	1	市	債	2,137,462	△1,200	2,136,262
	4	災害復旧	債	81,800	△1,200	80,600



節		明	
区分	金額	説	
1 ふるさと 寄附金	千円 10,000	1 ふるさと寄附金 補正後 59,026,000円—補正前 49,026,000円	千円 10,000
1 過年度収入	1,374	1 過年度収入 平成25年度児童手当費国庫負担金他	1,374
1 災害復旧債 事業債	△1,200	1 災害復旧事業債 補正後 80,600,000円—補正前 81,800,000円	△1,200

(款) 21 市債  
(項) 1 市債

3 歳 出

(数) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

款	項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						千円	千円
4	衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	4,057,964	28,655	4,086,619	寄附金	10,000
						一般財源	18,655
			1,159,154	18,655	1,177,809	一般財源	18,655
			197,168	18,655	215,823	一般財源	18,655
			773,761	10,000	783,761	寄附金	10,000
			680,117	10,000	690,117	寄附金	10,000

節		明 明	
区分	金額	説	千円
	千円		
25 積立金	18,655	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策課】 25 積立金 13 保健福祉総合推進基金積立金	18,655 18,655 18,655
19 負担金補助 及び交付金	10,000	50 病院事業会計繰出事業（臨時）【市立病院】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 医療機器等購入補助金	10,000 10,000 10,000

(款) 4 衛生費  
(項) 3 市民医療総合施設対策費

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区分	補正 区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2 災害復旧債	補正前			81,800		81,800
	補正			△ 1,200		△ 1,200
	補正後			80,600		80,600
(1) 公共土木施設	補正前			70,000		70,000
	補正			△ 1,500		△ 1,500
	補正後			68,500		68,500
(2) 農林水産業施設	補正前			11,800		11,800
	補正			300		300
	補正後			12,100		12,100
合計	補正前	28,299,192	29,320,639	(1,131,800)	2,360,096	30,229,805
	補正			△ 1,200		△ 1,200
	補正後	29,299,192	29,320,639	2,136,262	2,360,096	30,228,605

注) 当該年度中起債見込額欄の( )は前年度からの繰越分(外書き)である。  
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

報告第9号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成27年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成26年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第6号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成26年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。



平成26年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第6号)

平成26年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,983千円を追加し、歳入歳出それぞれ16,421,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 国庫支出金		2,821,021	95,693	2,916,714
	1 国庫負担金	2,476,484	△5,742	2,470,742
	2 国庫補助金	344,537	101,435	445,972
		811,198	△54,710	756,488
6 府支出金	1 府負担金	98,924	△5,742	93,182
	2 府補助金	712,274	△48,968	663,306
歳入合計		16,380,646	40,983	16,421,629



歳 出

款 目	項 目	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11 予 備 費		277,595	40,983	318,578
	1 予 備 費	277,595	40,983	318,578
歳 出 合 計		16,380,646	40,983	16,421,629



平成26年度  
(2014年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第6号)説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,852,834	0	3,852,834
2 使用料及び手数料	815	0	815
3 国庫支出金	2,821,021	95,693	2,916,714
4 療養給付費等交付金	355,021	0	355,021
5 前期高齢者交付金	3,752,273	0	3,752,273
6 府支出金	811,198	△54,710	756,488
7 共同事業交付金	1,314,113	0	1,314,113
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	1,458,453	0	1,458,453
10 諸収入	2,014,917	0	2,014,917
歳入合計	16,380,646	40,983	16,421,629

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	208,337	0	208,337
2 保険給付費	9,419,357	0	9,419,357
3 後期高齢者支援金等	1,881,414	0	1,881,414
4 前期高齢者納付金等	1,493	0	1,493
5 老人保健拠出金	62	0	62
6 介護納付金	732,943	0	732,943
7 共同事業拠出金	1,611,541	0	1,611,541
8 保健事業費	124,299	0	124,299
9 基金積立金	1	0	1
10 諸支出名	115,034	0	115,034
11 予備費	277,595	40,983	318,578
12 繰上充用金	2,008,570	0	2,008,570
歳出合計	16,380,646	40,983	16,421,629

補正額の財源内訳				
特 定 国府支出金	地 方 債	財 源		一 般 財 源
		そ の 他		
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	40,983
0	0	0	0	0
0	0	0	0	40,983

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国	庫 支 出 金	2,821,021	95,693	2,916,714
1 国	庫 負 担 金	2,476,484	△5,742	2,470,742
2 高 額 医 療 費 共 同 事 業 金 負 担		82,361	△5,742	76,619
2 国	庫 補 助 金	344,537	101,435	445,972
1 財 政 調 整 交 付 金		344,537	101,435	445,972
6 府	支 出 金	811,198	△54,710	756,488
1 府	負 担 金	98,924	△5,742	93,182
1 高 額 医 療 費 共 同 事 業 金 負 担		82,361	△5,742	76,619
2 府	補 助 金	712,274	△48,968	663,306
1 府	補 助 金	17,337	△1,841	15,496
2 財 政 調 整 交 付 金		694,937	△47,127	647,810



節		明	
区分	金額 千円	説	千円
1 高額医療費 共同負担 金	△5,742	1 高額医療費共同事業負担金 補正後 76,619,000円—補正前 82,361,000円	△5,742
1 財政調整 金	101,435	1 財政調整交付金 補正後 445,972,000円—補正前 344,537,000円	101,435
1 高額医療費 共同負担 金	△5,742	1 高額医療費共同事業負担金 補正後 76,619,000円—補正前 82,361,000円	△5,742
1 事業助成 補助金	△65	1 事業助成補助金 補正後 3,746,000円—補正前 3,811,000円	△65
2 事業費補助 金	△1,776	2 事業費補助金 補正後 9,600,000円—補正前 11,376,000円	△1,776
1 財政調整 金	△47,127	1 財政調整交付金 補正後 647,810,000円—補正前 694,937,000円	△47,127

3 歳 出

(款) 11 予備費

(項) 1 予備費

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
					千円	千円
11 予 備 費		277,595	40,983	318,578	一般財源	40,983
	1 予 備 費	277,595	40,983	318,578	一般財源	40,983
	1 予 備 費	277,595	40,983	318,578	一般財源	40,983

節		金額 千円	説明	千円
区分	金額			

(款) II 予備費  
(項) 1 予備費



報告第10号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成27年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成26年度箕面市病院事業会計補正予算（第5号）（別紙）

（理由）

府補助金等の確定に伴い、平成26年度箕面市病院事業会計予算を補正する必要があるが生じたが、議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。



平成26年度箕面市病院事業会計補正予算（第5号）

第1条 平成26年度箕面市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第1款	病院事業収益	8,782,270千円	5,773千円	8,788,043千円
第2項	医業外収益	185,831千円	5,773千円	191,604千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額701,745千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額666,095千円」に改める。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第1款	資本的収入	419,705千円	35,650千円	455,355千円
第4項	負担金	1,000千円	10,000千円	11,000千円
第5項	府補助金		25,650千円	25,650千円

平成27年3月31日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎





平成 2 6 年度（2014年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 5 号）説明書



平成26年度(2014年度)箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第5号)

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			千円 8,782,270	千円 5,773	千円 8,788,043	
	2 医業外収益		185,831	5,773	191,604	
		3 国庫補助金	8,500	△ 1,336	7,164	
		6 府補助金		7,109	7,109	

資本的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1 資本的収入			千円 419,705	千円 35,650	千円 455,355		
	4 負担金		1,000	10,000	11,000		
		1 他会計負担金	1,000	10,000	11,000		
	5 府補助金				25,650	25,650	
		1 府補助金			25,650	25,650	

平成26年度(2014年度) 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 2,313,024	5,773	△ 2,307,251
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	761,176	5,773	766,949
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
国庫補助金等による収入		25,650	25,650
一般会計からの繰入金による収入	1,000	10,000	11,000
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 665,484	35,650	△ 629,834
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	6,334		6,334
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	102,026	41,423	143,449
5. 資金期首残高	2,342,611		2,342,611
6. 資金期末残高	2,444,637	41,423	2,486,060

平成 2 6 年度（2014年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 5 号）参考資料



収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 病院事業収益			千円 8,782,270	千円 5,773	千円 8,788,043		千円	千円
	2 医業外収益		185,831	5,773	191,604			
		3 国庫補助金	8,500	△ 1,336	7,164	国庫補助金	7,164	臨床研修費等補助金 7,164 1,336 減
		6 府補助金		7,109	7,109	府補助金	7,109	大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金 287 新規計上 大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金 1,252 新規計上 大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金 5,570 新規計上

資本的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 資本的収入			千円 419,705	千円 35,650	千円 455,355		千円	千円
	4 負担金		1,000	10,000	11,000			
		1 他会計負担金	1,000	10,000	11,000	一般会計負担金	11,000	医療機器整備等負担金 11,000 10,000 増
	5 府補助金			25,650	25,650			
		1 府補助金		25,650	25,650	府補助金	25,650	大阪府がん医療提供体制充実強化事業補助金 25,650 新規計上





#### 第四十五号議案

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
報の提供に関する条例制定の件

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

#### 箕面市条例第 号

箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
報の提供に関する条例

#### (趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用及び法第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 特定個人情報ファイル 法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

四 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

五 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

六 実施機関 箕面市情報公開条例（平成十七年箕面市条例第二号）第二条第一号に規定する実施機関をいう。

（市の責務）

第三条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（個人番号の利用範囲）

第四条 法別表第一の下欄に掲げる事務を処理する（法令その他の規程の規定により当該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。）実施機関は、自ら保有する特定個人情報ファイルにおいて、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により特定個人情報を利用する場合において、法令その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第五条 法第十九条第九号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、実施機関が法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理する

(法令その他の規程の規定により当該実施機関が当該事務の全部又は一部を行うこととされている場合を含む。) ために必要な限度で、他の実施機関に対し、当該他の実施機関が保有する同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の実施機関が同表の第三欄に掲げる者として当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、法令その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

#### 附 則

この条例は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

#### (提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に  
関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。



#### 第四十六号議案

##### 箕面市個人情報保護条例改正の件

箕面市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

##### 箕面市条例第 号

##### 箕面市個人情報保護条例の一部を改正する条例

箕面市個人情報保護条例（平成二年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「独立行政法人等をいう」及び「地方独立行政法人をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第四号中「情報公開条例第二条に規定する行政文書」を「行政文書（情報公開条例第二条第二号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）」に改め、同条中第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

七 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項の規定により記録された特定個人情報をいう。

八 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

九 特定個人情報ファイル 番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第九条第一項各号列記以外の部分中「個人情報」の下に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同項第二号中「法令等」を「法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 個人情報ファイルから第十条第一項各号に掲げる場合に該当するものとして収集の目的以外の目的のための利用(以下「収集目的外利用」という。)をする場合

第九条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の収集等の制限)

第九条の二 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

第十条第一項中「保有個人情報を収集目的外利用し、又は外部提供(市の機関以外に提供することをいう。以下同じ。)」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の収集目的外利用又は当該実施機関以外の者への提供(以下「外部提供」という。)」に改め、同項第一号中「外部提供」を「外部提供を」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「外部提供」を「外部提供を」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「外部提供」を「外部提供が」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合

第十条第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に、「外部提供」を「外部提供を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(保有特定個人情報の収集目的外利用及び外部提供の制限)

第十条の二 実施機関は、保有特定個人情報の収集目的外利用をしてはな

らない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の収集目的外利用をすることができ。ただし、保有特定個人情報の収集目的外利用をすることによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の外部提供をしてはならない。

第十三条第一項中「個人情報ファイルに記録された自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）に關し、」を「実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報（個人情報ファイルに記録されるものであつて、保有特定個人情報を除く。以下「保有一般個人情報」という。）及び保有特定個人情報（以下「自己情報」と総称する。）の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者（以下「代理人」という。）は、当該各号に定める情報について、本人に代わつて前項の規定による開示の請求をすることができ。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 保有一般個人情報  
二 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 保有特定個人情報

第十三条第四項を次のように改める。

4 実施機関は、前三項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報

のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該自己情報を開示しなければならぬ。

一 開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、第六項並びに第十七条の二第二項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該



### 職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人その他の団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人その他の団体又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（次号において「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

八 実施機関が公益上必要があると認め、運営審議会の意見を聴いて定めたもの

第十三条に次の一項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該開示請求者の自己情報については、その代理人に対し、開示しないことができる。

一 家庭における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があつた者を含む。）、児童、高齢者等に対する暴力又は虐待の被害が存在すると認められる場合

二 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認

められる場合

第十五条の見出し及び同条第一項中「自己情報」を「保有一般個人情報」に改める。

第十六条の見出し中「自己情報」を「保有一般個人情報」に改め、同条第一項中「自己情報」を「保有一般個人情報」に、「若しくは外部提供」を「又は外部提供を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保有特定個人情報の削除、利用等の中止の請求）

第十六条の二 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報の削除又は利用の中止を請求することができる。

一 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき。

二 第七条に規定する範囲を超えて保有されているとき。

三 第九条の二の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

四 第十条の二第一項及び第二項の規定に違反して収集目的外利用をされているとき。

五 番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が番号法第十九条の規定に違反して提供されていると思料するときは、当該保有特定個人情報の外部提供の中止を請求することができる。

3 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有特定個人情報の削除を請求することができる。

4 第十三条第二項及び第三項の規定は、前三項の規定による削除、利用

の中止又は外部提供の中止の請求について準用する。

第十七条第一項中「自己情報の削除又は前条第一項及び第二項に規定する自己情報の利用等の中止」を「保有一般個人情報の削除、第十六条第一項及び第二項に規定する保有一般個人情報の利用等の中止又は前条に規定する保有特定個人情報の削除、利用の中止若しくは外部提供の中止」に改める。

第十七条の二第一項中「掲げる情報」の下に「又は同条第六項に規定する開示請求者に係る情報」を加える。

第十八条第一項中「第十七条」を「第十七条第一項及び第二項」に改め、同条第四項中「前条」を「前条第一項」に、「同項」を「前項」に改める。

第十九条第三項中「情報公開条例第二条二号に規定する」を削り、同条第四項中「前条第一項に規定する訂正、削除又は利用等の中止」を「前条第一項の規定により自己情報の訂正、保有一般個人情報の削除若しくは利用等の中止又は保有特定個人情報の削除、利用の中止若しくは外部提供の中止」に、「当該自己情報の訂正、削除又は利用等の中止をしなければならぬ」を「当該決定に係る事項を行わなければならない」に改める。

第二十四条第一項第二号中「訂正、削除又は利用等の中止を認める旨」を「若しくは訂正、保有一般個人情報の削除若しくは利用等の中止又は保有特定個人情報の削除、利用の中止若しくは外部提供の中止を認める旨」に、「訂正、削除又は利用等の中止を認めること」を「若しくは訂正、保有一般個人情報の削除若しくは利用等の中止又は保有特定個人情報の削除、利用の中止若しくは外部提供の中止を認めること」に改める。

第二十六条中「自己情報」を「保有一般個人情報」に改める。

第三十一条中「乱用して」を「濫用して」に改める。

(施行期日等)

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。

2 改正後の箕面市個人情報保護条例中情報提供等記録に関する規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に記録される情報提供等記録について適用する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第四十七号議案

箕面市税条例等改正の件

箕面市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例等の一部を改正する条例

(箕面市税条例の一部改正)

第一条 箕面市税条例(昭和二十五年箕面市条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項の表第一号ホ中「法人税法第二条第十六号」を「法第二百九十二条第一項第四号の五」に、「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)第四十五条の三の二に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び次項において同じ。」に、「この表」を「この表及び次項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第十五条の二の三第一項第二号中「施行令」を「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「課税山林所得金額（以下この項）」を「課税山林所得金額（次号）」に、「同条第二項」を「同項」に、「課税退職所得金額（以下この項）」を「課税退職所得金額（同号）」に改める。

第十六条第八項中「寮等の所在」の下に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第十六条の二の三第四項中「第二百三条の五第四項」を「第二百三条の五第五項」に改める。

第二十条の二第一項第一号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第二十条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第二十一条の二第一号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第二十五条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改める。

第二十七条の二第一項第一号及び第二十七条の三第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に



改める。

第三十七条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改める。  
第六十三条の七第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第六十四条の七第一号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第四条の二の二第一項中「平成三十九年度」を「平成四十二年」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第四条の三の三の次に次の二条を加える。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第四条の三の四 法附則第七条第八項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第十条の二の三第一項及び第二項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第十六条第四項の規定による申告書の提出(第十六条の二の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第七条第八項から第十項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第八項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知

書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第七条第十項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第九項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、法附則第七条第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第十一項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第七条第十三項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四条の三の五 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第三項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第七条第十三項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第七条の二第四項に規定するところにより控除すべき額を、第

十五条の二の三第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第五条の三の見出しを「平成二十八年度又は平成二十九年度における土地の価格の特例」に改め、同条第一項中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年分」を「平成二十九年度分」に改め、同条第二項中「平成二十五年度適用土地」を「平成二十八年度適用土地」に、「平成二十五年度類似適用土地」を「平成二十八年度類似適用土地」に、「平成二十六年分」を「平成二十九年度分」に改める。

附則第五条の三の二第一号、第五条の四第一号、第五条の五第一号、第五条の五の二第一号及び第五条の六第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第六条第二項第一号、第三項第一号及び第四項第一号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第八条から第十条までを次のように改める。

## 第八条 削除

（軽自動車税の税率の特例）

第九条 法附則第三十条第一項第一号及び第二号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第三十三条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る字句とする。

第三十三条第二号イ				
三千九百円	千円			
六千九百円	千八百円			
一万八百円	二千七百元			
三千八百円	千円			
五千円	千三百円			

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第三十三条の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条第二号イ				
三千九百円	二千円			
六千九百円	三千五百円			
一万八百円	五千四百円			
三千八百円	千九百円			
五千円	二千五百円			

3 法附則第三十条第三項第一号及び第二号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十三条の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十七年四月一日から平

成二十八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成二十八年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条第二号イ	
三千九百円	三千円
六千九百円	五千二百円
一万八百円	八千百円
三千八百円	二千九百円
五千円	三千八百円

#### 第十条 削除

附則第三十条を附則第二十八条とする。

(箕面市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年箕面市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中箕面市税条例附則第九条及び第十条の改正規定を次のように改める。

附則第九条第三項中「附則第三十条第三項第一号」を「附則第三十条第五項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「附則第三十条第一項第一号」を「附則第三十条第三項第一号」に、「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第三項において「初回車両番号指定」という。）を「初回車両番号指定」に改め、同項を

同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第三十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条第二号イ	
三千九百円	四千六百円
六千九百円	八千二百円
一万八百円	一万二千九百円
三千八百円	四千五百円
五千円	六千円

附則第一条第五号中「及び第十条」を削る。

附則第六条中「附則第九条」を「附則第九条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中箕面市税条例第十四条第二項、第十六条第八項、第十六条の二の三第四項、第二十条の二第一項第一号、第二十条の三第一項第一号及び第二項第一号、第二十一条の二第一号、第二十七条の二第一項第一号、第二十七条の三第一項第一号、第六十三条の七第二項第一

号並びに第六十四条の七第一号の改正規定並びに同条例附則第五条の三の二第一号、第五条の四第一号、第五条の五第一号、第五条の五の二第一号、第五条の六第一号並びに第六条第二項第一号、第三項第一号及び第四項第一号の改正規定並びに次条第二項及び第六項並びに附則第三条第二項、第六条及び第七条の規定 平成二十八年一月一日

二 第一条中箕面市税条例附則第八条の改正規定及び附則第五条の規定 平成二十八年四月一日

(市民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の箕面市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成二十六年分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十四条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成二十七年分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第四条の三の四の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成二十七年四月一日以後に支出する新条例附則第四条の三の四第一項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

4 新条例第十五条の二の三第二項及び附則第四条の三の五の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第十六条第八項の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる新条例第十六条第八項の規定による申告について適用し、同日前行われる第一条の規定による改正前の箕面市税条例（以下「旧条例」という。）第十六条第八項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十六年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十条の二第一項第一号、第二十条の三第一項第一号及び第二項第一号、第二十一条の二第一号、第二十七条の二第一項第一号並びに第二十七条の三第一項第一号並びに附則第五条の三の二第一号、第五条の四第一号、第五条の五第一号、第五条の五の二第一号及び第五条の六第一号の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出する新条例第二十条の二第一項並びに第二十条の三第一項及び第二項に規定する申出書並びに新条例第二十一条の二、第二十七条の二第一項及び第二十七条の三第一項並びに附則第五条の三の二、第五条の四、第五条の五の二及び第五条の六に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第二十条の二第一項並びに第二十条の三第一項及び第二項に規定する申出書並びに旧条例第二十一条の二、第二十七条の二第一項及び第二十七条の三第一項並びに附則第五条の三の二、第五条の四、第五条の五、第五条の五の二及び第五条の六に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第九条の規定は、平成二十八年度分の軽自動車税につ



いて適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、平成二十八年四月一日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第八条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年改正法」という。)附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(以下「二十八年新法」という。)第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第四十四条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき二千九百二十五円

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき三千三百五十五円

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき四千円

3 平成二十八年四月一日前に平成二十七年改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の地方税法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第四十二条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。

以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成二十七年改正法附則第二十条第四項に規定する申告書を平成二十八年五月二日までに市長に提出しなければならない。

5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三十四号の二の五様式による納付書によって納付しなければならない。

6 平成二十九年四月一日前に二十八年新法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三

級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき四百三十円とする。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項		前項	第六項
	附則第二十条第四項		附則第二十条第十項において準用する同条第四項
	平成二十八年五月二日		平成二十九年五月一日
第五項	平成二十八年九月三十日		平成二十九年十月二日

8 平成三十年四月一日前に二十八年新法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十

二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき六百四十五円とする。

9 第四項及び第五項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場  
 合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中  
 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替  
 えるものとする。

第五項	第四項	
	前項	第八項
平成二十八年五月二日	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項にお いて準用する同条第四項
平成二十八年九月三十日	平成三十年五月一日	平成三十年十月一日

10 平成三十一年四月一日前に二十八年新法第四百六十五条第一項に規  
 定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われ  
 た紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小

売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき千二百六十二円とする。

11 第四項及び第五項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五項	第四項	
	前項	第十項
平成二十八年九月三十日	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項
平成二十八年五月二日		
平成三十一年九月三十日		

（特別土地保有税に関する経過措置）

第六条 新条例第六十三条の七第二項第一号の規定は、平成二十八年一月

一日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第六十三条の七第二項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第七条 新条例第六十四条の七の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる新条例第六十四条の七の規定による報告について適用し、同日前に行われた旧条例第六十四条の七の規定による報告については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第四十八号議案

箕面市職員退職手当条例及び箕面市職員の再任用に関する条

例改正の件

箕面市職員退職手当条例及び箕面市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員退職手当条例及び箕面市職員の再任用に関する条

例の一部を改正する条例

(箕面市職員退職手当条例の一部改正)

第一条 箕面市職員退職手当条例(昭和二十八年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項」に改める。

(箕面市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第二条 箕面市職員の再任用に関する条例(平成十三年箕面市条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第七条の三第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

(提案理由)

地方公務員等共済組合法等の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第四十九号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第三項、第八十六条第三項、第九十九条第三項及び第一百二条第三項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、家庭的保育事業等に従事する職員の配置に係る特例を定めるため、本条例を改正するものである。



## 第五十号議案

### 箕面市高齢者等介護総合条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

### 箕面市条例第 号

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例

箕面市高齢者等介護総合条例（平成十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一項を加える。

- 2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての法第二百二十四条の二第一項に規定する保険料の減額賦課に係る平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二十九千百円とする。

第十八条第三項中「第十六条第六号ロ」を「第十六条第一項第六号ロ」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第十六条第二項の規定は、平成二十七年度分の保険料から適用し、平成二十六年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の改正に伴い、低所得者に係る平成二十七年度から平成二十九年度までの介護保険料を軽減するため、本条例を改正するものである。

## 第五十一号議案

北部大阪都市計画白島三丁目地区地区計画の区域内における

建築物の制限に関する条例制定の件

北部大阪都市計画白島三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画白島三丁目地区地区計画の区域内における

建築物の制限に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第六十八条の二第一項の規定に基づき、北部大阪都市計画白島三丁目地区地区計画（平成二十七年箕面市告示第九十四号。以下「白島三丁目地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、当該区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）並びに白島三丁目地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第三条 この条例は、白島三丁目地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第四条 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

一 一戸建ての住宅（専ら人の居住の用に供する住宅に限るものとし、法別表第二(イ)項第二号に掲げるものを除く。）

二 巡査派出所、公衆電話所又は令第三百三十条の四各号に掲げる建築物  
三 前二号の建築物に附属するもの（令第三百三十条の五各号に掲げるものを除く。）

（建築物の容積率の最高限度）

第五条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、十分の十とする。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第六条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、十分の五とする。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第七条 建築物の敷地面積の最低限度は、百五十平方メートルとする。ただし、公益上必要な建築物として規則で定めるものの敷地として使用する土地については、この限りでない。

2 法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

一 法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも前項の規定に違反していた建築物

の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

二 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

(壁面の位置の制限)

第八条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から隣地境界線までの距離は、一メートル以上とする。ただし、隣地境界線までの距離が〇・五メートル以上一メートル未満の建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 外壁等の中心線の長さの合計が三メートル以下であること。

二 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが二・三メートル以下で、かつ、床面積の合計が五平方メートル以内であること。

三 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが二・三メートル以下であること。

(建築物の高さの最高限度)

第九条 建築物の高さは、十メートル以下とし、軒の高さは、七メートル以下とする。

(垣又は柵の構造の制限)

第十条 道路境界線側に設置する垣又は柵の高さは、地盤面から一・七メートル以下とする。ただし、生け垣は、この限りでない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第十一条 建築物の敷地が白島三丁目地区計画の区域の内外にわたる場合における第四条及び第七条の規定については、その敷地の過半が当該区

域内に存するときは当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域外に存するときは当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第十二条 市長が、公益上必要な建築物で、用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は土地の利用状況に照らして良好な住環境を害するおそれがないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内で第四条から前条までの規定は、適用しない。

(罰則)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

二 第五条、第六条、第八条、第九条又は第十条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、当該建築物の工事施工者）

三 第七条第一項の規定に違反した場合における建築物の建築主（建築物を建築した後において当該建築物の敷地を分割したことにより同項の規定に違反した場合は、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）

四 法第八十七条第二項において準用する第四条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第二号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、



その法人又は人の業務に関して、前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第一項の刑を科する。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画白島三丁目地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該区域内における建築物に関する制限を定めるため、本条例を制定するものである。



## 第五十二号議案

箕面森町広域誘致施設地区における建築物の制限等に関する

条例制定の件

箕面森町広域誘致施設地区における建築物の制限等に関する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面森町広域誘致施設地区における建築物の制限等に関する

条例

(目的)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十九条及び第五十条の規定に基づき、箕面森町広域誘致施設地区（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により告示された北部大阪都市計画特別用途地区において定める広域誘致施設地区（箕面森町地区）をいう。以下同じ。）内における建築物に関する制限等を定めることにより、当該地区の広域的な道路交通の利便性を生かしつつ、良好な自然環境との調和のとれた広域を対象とする商業施設等の立地を促進し、もって活力ある地域づくりに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(適用地域)

第三条 この条例は、箕面森町広域誘致施設地区の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第四条 箕面森町広域誘致施設地区内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が箕面森町広域誘致施設地区の都市機能の増進のため必要と認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

一 住宅

二 兼用住宅

三 共同住宅、寄宿舎又は下宿

四 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

五 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

六 病院

七 ホテル又は旅館

八 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの

九 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十 個室付浴場業に係る公衆浴場又は令第三百三十条の九の二に定めるものの

(建築物の用途制限の緩和)

第五条 箕面森町広域誘致施設地区内においては、法第四十八条第九項本文の規定にかかわらず、建築物が耐火建築物又は準耐火建築物である場合は、前条第一項各号又は次の各号のいずれかに該当するものを除き、当該建築物を建築することができる。

一 法別表第二(二)項第一号又は第三号に掲げるもの

- 二 次に掲げる数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物
- イ 火薬類（玩具煙火を除く。）については、令第三百三十条の九第一項の表商業地域の欄に掲げる数量
- ロ マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガスについては、令第一百六条第一項の表常時貯蔵する場合の欄に掲げる数量の四分の一
- ハ 第一石油類、第二石油類、第三石油類又は第四石油類については、令第一百六条第一項の表製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合の欄に掲げる数量の三倍
- ニ イからハまでに掲げる危険物以外のものについては、令第一百六条第一項の表製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合の欄に掲げる数量

（罰則）

第六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- 二 前条の規定（耐火建築物又は準耐火建築物に係る部分に限る。）に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- 三 法第八十七条第二項において準用する第四条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされ

たことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画特別用途地区の都市計画変更に伴い、箕面森町広域誘致施設地区における建築物に関する制限等を定めるため、本条例を制定するものである。

第五十三号議案

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内に  
おける建築物の制限に関する条例改正の件

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内に  
おける建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成十九年箕面市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とする。

第十条第一項第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第三号中「第六条又は第七条」を「第五条、第七条又は第八条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とする。

第八条中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「同表に欄」を「同表は欄」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「同表は欄」を「同表に欄」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「同表は欄」を「同表に欄」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第五条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、別表に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる制限に適合するものでなければならない。

別表中「第七条関係」を「第七条、第八条関係」に改め、同表中(に)の欄を(ほ)の欄とし、(は)の欄を(に)の欄とし、(ろ)の欄を(は)の欄とし、(い)の欄の次に次の一欄を加える。

									(ろ)
--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

別表に次のように加える。



<p>広域誘致 施設地区</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p>	<p>建築物の建築面積の敷地面積に</p>	<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>外壁等の面から敷地境界線までの距離は、</p>	<p>建築物の高さの最高限度は、三十一メートルとする。ただし、階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、五メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p>
	<p>一 住宅</p> <p>二 兼用住宅</p> <p>三 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p>	<p>対する割合の最高限度は、十分の六とする。</p>	<p>は、五百平方メートルとする。</p>	<p>二メートル以上とする。</p>	
	<p>四 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p>				
	<p>五 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）</p>				
	<p>六 病院</p>				
	<p>七 ホテル又は旅館</p> <p>八 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの</p>				
	<p>九 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>十 個室付浴場業に係る公衆浴場又は令第三百三十条の九の二に定めるもの</p>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更に伴い、当該地区における建築物に関する制限を定めるため、本条例を改正するものである。

第五十四号議案

北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の施行  
に関する条例廃止の件

北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の施行  
に関する条例を廃止する条例

北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業の施行に関する条例（平成十一年箕面市条例第四十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

換地に係る清算金の徴収が完了したことに伴い、北部大阪都市計画事業小野原西特定土地区画整理事業を終了するため、本条例を廃止するものがある。



第 5 5 号議案

平成 2 7 年度箕面市一般会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 7 年度箕面市の一般会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123, 572千円を追加し、歳入歳出それぞれ42, 043, 572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 7 年 6 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
14 国庫支出金		7,621,051	14,481	7,635,532
	1 国庫負担金	5,293,267	8,914	5,302,181
	2 国庫補助金	488,805	17,557	506,362
	4 国庫交付金	1,808,584	△11,990	1,796,594
15 府支出金		2,774,735	4,457	2,779,192
	1 府負担金	1,843,291	4,457	1,847,748
16 財産収入		309,250	1,789	311,039
	1 財産運用収入	118,590	1,789	120,379
17 寄附金		1,001	3,000	4,001
	1 寄附金	1,001	3,000	4,001
18 繰入金		346,039	20,000	366,039
	1 基金繰入金	346,039	20,000	366,039
19 繰越金		1,000	60,543	61,543
	1 繰越金	1,000	60,543	61,543
20 諸収入		1,119,513	3,302	1,122,815
	5 雑収入	459,151	3,302	462,453
21 市債		2,607,900	16,000	2,623,900
	1 市債	2,607,900	16,000	2,623,900
歳入合計		41,920,000	123,572	42,043,572

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費	1 議会費	481,364	△20,731	460,633
		481,364	△20,731	460,633
2 総務費		4,986,813	63,577	5,050,390
	1 総務管理費	4,058,680	24,186	4,082,866
	2 徴収税費	354,839	10,916	365,755
	3 戸籍住民基本台帳費	327,962	14,268	342,230
	4 選挙費	118,785	12,637	131,422
	5 統計調査費	101,739	1,457	103,196
3 民生費	6 監査委員費	24,808	113	24,921
		17,488,726	69,622	17,558,348
	1 社会福祉費	4,318,883	39,438	4,358,321
	2 児童福祉費	6,936,752	△5,986	6,930,766
	3 生活保護費	2,285,691	△1,394	2,284,297
	5 介護保険費	1,380,630	29,853	1,410,483
4 衛生費	6 後期高齢者医療費	1,298,250	7,711	1,305,961
		3,509,648	18,091	3,527,739
	1 保健衛生費	1,079,771	29,074	1,108,845
	2 清掃費	2,045,057	△12,983	2,032,074
	3 市民医療総合施設対策	382,488	2,000	384,488
		64,385	△291	64,094
5 労働費	1 労働諸費	64,385	△291	64,094
		126,330	2,133	128,463
6 農林水産業費	1 農業費	108,271	2,133	110,404
		160,428	14,981	175,409
7 商工費	1 商工費	135,336	14,981	150,317
		5,398,819	△11,352	5,387,467
8 土木費	1 土木管理費	825,715	9,953	835,668
	2 道路橋りょう費	1,599,223	△26,838	1,572,385
	4 都市計画費	2,454,271	5,533	2,459,804
		1,206,501	8,824	1,215,325
9 消防費	1 消防費	1,206,501	8,824	1,215,325
		5,070,670	△21,282	5,049,388
10 教育費	1 教育総務費	1,917,178	80,012	1,997,190

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	千円 837,304	千円 △36,570	千円 800,734
	3 中学校費	434,686	7,556	442,242
	4 幼稚園費	245,880	17,083	262,963
	5 社会教育費	1,005,531	△87,474	918,057
	6 保健体育費	630,091	△1,889	628,202
歳出合計		41,920,000	123,572	42,043,572



第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
4 衛生費	3 市 民合 策 医 施 療 設 費	健 一 業 保 夕 疾 ノ 改 修 費 医 之 施 （ 継 続 ）	千円		千円	162,810	平成27年度	千円 79,740
							平成28年度	83,070
8 土木費	4 都市計画費	区 拠 点 （ 事 業 ） 地 塊 の 整 備 費 場 所 の 改 修 費 船 ま ち 施 （ 継 続 ）	22,720	平成26年度	12,204	26,720	平成26年度	12,204
				平成27年度	10,516		平成27年度	14,516

第 3 表 地方債補正

起債の目的	正 分 区	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法					
					資 金 区 分	償 還 期 間	据 置 期 間	償 還 の 方 法	そ の 他	
橋 り 上 業 整 備 事 業	補正前	千円 26,300	普 通 貸 借 は 行 普 通 証 券 発 行	%以内 4 (注)	府 他 政 所	年 以 内 25	年 以 内 5	半 年 賦 又 は 元 利 均 等 又 は 元 金 均 等	必 要 に 応 じ て 繰 上 償 還 す る こ と が 可 能 。	
	補正後	17,100	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上		
水 防 整 備 業 事	補正前				府 他 政 所					
	補正後	25,200	普 通 貸 借 は 行 普 通 証 券 発 行	4 (注)	府 他 政 所	25	5	半 年 賦 又 は 元 利 均 等 又 は 元 金 均 等	必 要 に 応 じ て 繰 上 償 還 す る こ と が 可 能 。	

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成 27 年度  
(2015年度)

箕面市一般会計補正予算 (第 1 号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	千円 22,605,000	千円 0	千円 22,605,000
2 地 方 譲 与 税	212,000	0	212,000
3 利 子 割 交 付 金	91,000	0	91,000
4 配 当 割 交 付 金	119,000	0	119,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,500,000	0	1,500,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	53,000	0	53,000
9 地 方 特 例 交 付 金	116,000	0	116,000
10 地 方 交 付 税	900,000	0	900,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	721,491	0	721,491
13 使 用 料 及 び 手 数 料	695,020	0	695,020
14 国 庫 支 出 金	7,621,051	14,481	7,635,532
15 府 支 出 金	2,774,735	4,457	2,779,192
16 財 産 収 入	309,250	1,789	311,039
17 寄 附 金	1,001	3,000	4,001
18 繰 入 金	346,039	20,000	366,039
19 繰 越 金	1,000	60,543	61,543
20 諸 収 入	1,119,513	3,302	1,122,815
21 市 債	2,607,900	16,000	2,623,900
歳 入 合 計	41,920,000	123,572	42,043,572

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 議会会費	千円 481,364	千円 △20,731	千円 460,633
2 総務費	4,986,813	63,577	5,050,390
3 民生費	17,488,726	69,622	17,558,348
4 衛生費	3,509,648	18,091	3,527,739
5 労働費	64,385	△291	64,094
6 農林水産業費	126,330	2,133	128,463
7 商工費	160,428	14,981	175,409
8 土木費	5,398,819	△11,352	5,387,467
9 消防費	1,206,501	8,824	1,215,325
10 教育費	5,070,670	△21,282	5,049,388
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	2,382,615	0	2,382,615
13 諸支出金	973,701	0	973,701
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	41,920,000	123,572	42,043,572

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	△20,731
0	25,200	2,500	0	35,877
13,940	0	0	0	55,682
0	0	2,000	0	16,091
0	0	0	0	△291
0	0	0	0	2,133
0	0	3,300	0	11,681
△11,731	△9,200	0	0	9,579
0	0	0	0	8,824
0	0	21,000	0	△42,282
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
2,209	16,000	28,800	0	76,563

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
14	国 庫 支 出 金	7,621,051	14,481	7,635,532
1	国 庫 負 担 金	5,293,267	8,914	5,302,181
1	1 民 生 費 国 庫 負 担 金	5,249,027	8,914	5,257,941
2	国 庫 補 助 金	488,805	17,557	506,362
1	1 総 務 費 国 庫 補 助 金	40,701	16,729	57,430
2	2 民 生 費 国 庫 補 助 金	357,016	162	357,178
5	5 土 木 費 国 庫 補 助 金	0	666	666
4	4 国 庫 交 付 金	1,808,584	△11,990	1,796,594
2	2 民 生 費 国 庫 交 付 金	72,261	407	72,668
3	3 土 木 費 国 庫 交 付 金	1,696,764	△12,397	1,684,367
15	15 府 支 出 金	2,774,735	4,457	2,779,192
1	1 府 負 担 金	1,843,291	4,457	1,847,748
1	1 民 生 費 府 負 担 金	1,843,291	4,457	1,847,748
16	16 財 産 収 入 金	309,250	1,789	311,039
1	1 財 産 運 用 収 入 金	118,590	1,789	120,379
1	1 財 産 貸 付 収 入 金	117,141	1,789	118,930
17	17 寄 附 金	1,001	3,000	4,001
1	1 寄 附 金	1,001	3,000	4,001
1	1 ふ る さ と 寄 附 金	1,001	3,000	4,001
18	18 繰 入 金	346,039	20,000	366,039
1	1 基 金 繰 入 金	346,039	20,000	366,039
5	5 学 校 教 育 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	60,000	20,000	80,000



節		明	
区分	金額	説	
	千円		
5 介護保険費 負担金	8,914	1 低所得者保険料軽減負担金 17,828×1/2=8,914	8,914
1 総務管理費 補助金	16,729	1 社会保障・税番号制度シズ子入整備費補助金 補正後 57,430,000円ー補正前 40,701,000円	16,729
3 生活保護費 補助金	162	1 生活保護適正実施推進事業費補助金 補正後 5,572,000円ー補正前 5,410,000円	162
1 都市計画費 補助金	666	1 景観形成事業費補助金 2,000×1/3=666	666
1 社会福祉費 交付金	407	2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 補正後 3,943,000円ー補正前 3,536,000円	407
2 道路橋りょう費 交付金	△12,397	2 社会資本整備総合交付金 補正後 631,458,000円ー補正前 643,855,000円	△12,397
6 介護保険費 負担金	4,457	1 低所得者保険料軽減負担金 17,828×1/4=4,457	4,457
1 土地建物 貸付収入	1,789	5 市有建物貸付料 補正後 20,851,000円ー補正前 19,062,000円	1,789
1 ふるさと 寄附金	3,000	1 ふるさと寄附金 補正後 4,001,000円ー補正前 1,001,000円	3,000
1 学校教育施設 整備基金 繰入金	20,000	1 学校教育施設整備基金繰入金 補正後 80,000,000円ー補正前 60,000,000円	20,000

(款) 18 繰入金  
(項) 1 基金繰入金

(款) 19 繰越金  
(項) 1 繰越金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
19 繰越金	繰越金	1,000	60,543	61,543
1 繰越金	繰越金	1,000	60,543	61,543
	1 前年度繰越金	1,000	60,543	61,543
20 諸収入	収入	1,119,513	3,302	1,122,815
5 雑収入	雑収入	459,151	3,302	462,453
	2 弁償金	207,320	10	207,330
	3 雑収入	251,830	3,292	255,122
21 市債	債	2,607,900	16,000	2,623,900
1 市債	債	2,607,900	16,000	2,623,900
	2 土木債	1,184,500	△9,200	1,175,300
	5 総務債	0	25,200	25,200

節		明	
区分	金額	説明	
	千円		千円
1 前年度繰越金	60,543	1 前年度繰越金 補正後 61,543,000円—補正前	1,000,000円
2 実費弁償金	10	50 豊川支所各種使用料	10
2 雑入	5,800	44 自治総合センターコミュニティ助成金	5,800
3 換地清算金徴収金	△2,508	2 小野原西土地区画整理事業換地清算徴収金 補正後 0円—補正前	2,508,000円
1 道路橋りょう事業	△9,200	1 橋りょう整備事業債 補正後 17,100,000円—補正前	26,300,000円
1 総務管理債事業	25,200	1 水防整備事業債	25,200

(款) 21 市債  
(項) 1 市債

3 歳 出  
 (款) 1 議会費  
 (項) 1 議会費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費		481,364	△20,731	460,633	一般財源 △20,731
1 議 会 費		481,364	△20,731	460,633	一般財源 △20,731
1 議 会 費		481,364	△20,731	460,633	一般財源 △20,731
2 総 務 費		4,986,813	63,577	5,050,390	諸収入 市債 一般財源 2,500 25,200 35,877
1 総 務 管 理 費		4,058,680	24,186	4,082,866	諸収入 市債 一般財源 2,500 25,200 △3,514
1 一 般 管 理 費		1,499,437	△8,536	1,490,901	一般財源 △8,536

節		説明	
区分	金額	説明	
	千円		千円
1 報酬	△6,881	1 人件費(議会費)【人事室】	△5,967
2 給料	△3,546	2 給料	△3,546
3 職員手当等	△4,569	2 一般職給 一般職給	△3,546
4 共済費	△4,996	3 職員手当等	△1,782
9 旅費	△199	3 管理職手当	60
19 負担金補助 及び交付金	△540	4 地域手当	△418
		9 時間外及び休日勤務手当	△188
		10 住居手当	324
		11 期末勤勉手当	△1,560
		4 共済費	△639
		3 職員共済組合負担金	△1,082
		7 社会保険料	278
		11 協会けんぽ負担金	165
		2 議員報酬等関係事業【議会事務局総務室】	△9,668
		1 報酬	△6,881
		1 議員報酬	△6,881
		3 職員手当等	△2,787
		1 議員期末手当	△2,787
		3 議会運営事業【議会事務局総務室】	△540
		19 負担金補助及び交付金	△540
		3 交付金	△540
		3 政務活動費	△540
		5 行政視察事業【議会事務局総務室】	△199
		9 旅費	△199
		1 費用弁償	△199
		8 議員共済給付費負担事業【議会事務局総務室】	△4,357
		4 共済費	△4,357
		2 議員共済給付費負担金	△4,357
2 給料	△11,828	2 人件費(一般管理費)【人事室】	△12,949
		2 給料	△11,828

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款	項	科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳	
		目						
2	1	1	[一般管理費]					
	26	市民活動促進費	378	2,500	2,878	諸収入	2,500	
	15	自治振興費	33,363	2,222	35,585	一般財源	2,222	
	16	防災対策費	79,276	28,000	107,276	市債 一般財源	25,200 2,800	
	2	徴 税 費	354,839	10,916	365,755	一般財源	10,916	
	1	徴 税 総 務 費	282,316	10,916	293,232	一般財源	10,916	

節		明	
区分	金額	説	千円
3 職員手当等	千円 △12,058	2 一般職給 一般職給	△11,828
4 共 済 費	10,937	3 職員手当等	△12,058
13 委 託 料	4,413	2 扶養手当	△1,764
		3 管理職手当	7,590
		4 地域手当	△535
		5 通勤手当	△1,879
		9 時間外及び休日勤務手当	1,917
		10 住居手当	△6,987
		11 期末勤勉手当	△11,596
		14 児童手当	620
		15 単身赴任手当	576
		4 共 済 費	10,937
		3 職員共済組合員負担金	11,218
		7 社会保険料	△175
		11 協会けんぽ負担金	△106
19 負担金補助 及び交付金	2,222	57 訴訟関係事務経費【法制室】	4,413
		13 委 託 料	4,413
		1 委 託 料	4,413
		訴訟事件等弁護士委託	
		50 地域集会所設置備補助事業【市民サービス政策室】	2,222
		19 負担金補助及び交付金	2,222
		2 補 助 金	2,222
		地域集会所設置備補助金	
13 委 託 料	2,000	60 水防整備事業【水防政策推進室】	28,000
		13 委 託 料	2,000
		1 委 託 料	2,000
		実施設計委託	
15 工事請負費	26,000	15 工事請負費	26,000
		1 工事請負費	26,000
		水防施設改修工事	
19 負担金補助 及び交付金	2,500	50 地域コミュニティ等振興助成事業【市民サービス政策室】	2,500
		19 負担金補助及び交付金	2,500
		2 補 助 金	2,500
		コミュニティ等助成事業補助金	
2 給 料	3,885	1 人件費(徴税総務費)【人事室】	10,916
		2 給 料	3,885
		2 一般職給	3,885
		一般職給	
3 職員手当等	4,294	3 職員手当等	4,294
		3 管理職手当	△120
		4 地域手当	419
		5 通勤手当	504
4 共 済 費	2,737		

(款) 2 総務費  
(項) 2 徴税費

(款) 2 総務費  
(項) 2 徴税費

款	項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
			千円	千円	千円	千円
2	2	1 [徴税総務費]				
3	戸籍住民基本台帳費		327,962	14,268	342,230	一般財源
		1 戸籍住民基本台帳費	327,962	14,268	342,230	一般財源
4	選挙費		118,785	12,637	131,422	一般財源
		1 選挙員管理費	45,418	12,637	58,055	一般財源
5	統計調査費		101,739	1,457	103,196	一般財源



節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	2,392 1,099 2,737 2,432 197 108
2 給 料	5,816	1 人件費(戸籍住民基本台帳費)【人事室】 2 給 料	13,101 5,816
3 職員手当等	4,468	2 一般職給 一般職給 3 職員手当等	5,816 4,468
4 共 済 費	2,817	2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金	1,026 1,080 951 △174 △928 △663 2,456 720 2,817 2,817
13 委 託 料	1,167	58 自動交付機改修事業【窓口課】 13 委 託 料 1 委 託 料 システム改修委託	1,167 1,167 1,167
2 給 料	5,124	1 人件費(選挙管理委員会費)【人事室】 2 給 料	12,637 5,124
3 職員手当等	5,322	2 一般職給 一般職給 3 職員手当等	5,124 5,124 5,322
4 共 済 費	2,191	2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金	240 1,368 807 151 2,556 200 2,191 2,191
			2,191

(款) 2 総務費  
(項) 5 統計調査費

(款) 2 総務費  
(項) 5 統計調査費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
2	5 1 統計調査総務費	27,132	1,457	28,589	一般財源 1,457
	6 監査委員費	24,808	113	24,921	一般財源 113
	1 監査委員費	24,808	113	24,921	一般財源 113
3	民 生 費	17,488,726	69,622	17,558,348	国庫支出金 9,483 府支出金 4,457 一般財源 55,682
	1 社会福祉費	4,318,883	39,438	4,358,321	国庫支出金 407 一般財源 39,031
	1 社会福祉総務費	848,209	39,031	887,240	一般財源 39,031

節		明	
区分	金額	説	千円
2 給料	1,004	1 人件費(統計調査総務費)【人事室】	1,457
3 職員手当等	179	2 給料	1,004
4 共済費	274	2 一般職給 一般職給	1,004
		3 職員手当等	179
		2 扶養手当	△56
		3 管理職手当	△300
		4 地域手当	56
		9 時間外及び休日勤務手当	236
		10 住居手当	243
		4 共済費	274
		3 職員共済組合負担金	274
3 職員手当等	30	1 人件費(監査委員費)【人事室】	113
4 共済費	83	3 職員手当等	30
		11 期末勤勉手当	30
		4 共済費	83
		3 職員共済組合負担金	83
2 給料	15,444	1 人件費(社会福祉総務費)【人事室】	38,739
3 職員手当等	14,300	2 給料	15,444
4 共済費	8,995	2 一般職給 一般職給	15,444
13 委託料	292	3 職員手当等	14,300
		2 扶養手当	1,740
		3 管理職手当	2,040
		4 地域手当	2,306
		5 通勤手当	357
		9 時間外及び休日勤務手当	534
		10 住居手当	294
		11 期末勤勉手当	7,029
		4 共済費	8,995
		3 職員共済組合負担金	10,509
		7 社会保険料	△902
		11 協会けんぽ負担金	△612
		59 広域連携福祉事務事業(権限移譲共同処理分)(臨時)	292
		【広域福祉課】	
		13 委託料	292
		1 委託料	292

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款	科		補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳
	項	目				
3	1	1 [社会福祉総務費]				
		7 老人福祉費	174,919	407	175,326	国庫支出金 407
	2	児童福祉費	6,936,752	△5,986	6,930,766	一般財源 △5,986
		2 児童福祉施設費	2,238,903	4,372	2,243,275	一般財源 4,372
		3 保育所費	980,278	△10,358	969,920	一般財源 △10,358
	3	生活保護費	2,285,691	△1,394	2,284,297	国庫支出金 一般財源 △1,556
		1 生活保護総務費	137,476	△1,394	136,082	国庫支出金 一般財源 △1,556

節		明	
区分	金額	説	千円
		介護保険指定事業者等管理システム改修委託	292
19 負担金補助及び交付金	407	55 地域密着型サービスマ拠点整備費補助事業【介護認定・事業者指導室】	407
		19 負担金補助及び交付金	407
		2 補助金	407
		地域密着型サービスマ拠点整備費補助金	407
11 需用費	4,372	50 保育所施設整備事業【幼児教育保育室】	4,372
		11 需用費	4,372
		6 修繕料	4,372
		施設修繕	4,372
2 給料	△7,780	1 人件費(保育所費)【人事室】	△10,358
		2 給料	△7,780
		2 一般職給	△7,780
		一般職給	△7,780
3 職員手当等	△2,468	3 職員手当等	△2,468
		2 扶養手当	18
		3 管理職手当	1,440
		4 地域手当	△819
		5 通勤手当	△111
		9 時間外及び休日勤務手当	△2,000
		11 期末勤勉手当	△996
		4 共済費	△110
		3 職員共済組合負担金	859
		7 社会保険料	△557
		11 協会けんぽ負担金	△412
2 給料	△1,275	1 人件費(生活保護総務費)【人事室】	△1,718
		2 給料	△1,275
		2 一般職給	△1,275
		一般職給	△1,275
3 職員手当等	△650	3 職員手当等	△650
		2 扶養手当	△56
		3 管理職手当	△360
		4 地域手当	△215
		5 通勤手当	△332
		9 時間外及び休日勤務手当	933
		10 住居手当	324
		11 期末勤勉手当	△874
		14 児童手当	△70
		4 共済費	207
		3 職員共済組合負担金	207
13 委託料	324	50 生活保護事務事業(臨時)【生活保護室】	324

(款) 3 民生費  
(項) 3 生活保護費

(款) 3 民生費  
(項) 3 生活保護費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
3	3 [生活保護給務費]				
5	介護保険費	1,380,630	29,853	1,410,483	国庫支出金 8,914 府支出金 4,457 一般財源 16,482
1	介護保険費	1,380,630	29,853	1,410,483	国庫支出金 8,914 府支出金 4,457 一般財源 16,482
6	後期高齢者医療費	1,298,250	7,711	1,305,961	一般財源 7,711
1	後期高齢者医療費	1,298,250	7,711	1,305,961	一般財源 7,711
4	衛生費	3,509,648	18,091	3,527,739	寄附金 2,000 一般財源 16,091
1	保健衛生費	1,079,771	29,074	1,108,845	一般財源 29,074
1	保健衛生総務費	179,894	29,074	208,968	一般財源 29,074
2	清掃費	2,045,057	△12,983	2,032,074	一般財源 △12,983
1	清掃総務費	752,691	△12,983	739,708	一般財源 △12,983

節		明	
区分	金額	説	
	千円		千円
		13 委託料	324
		1 委託料	324
		システム改修委託	324
28 繰出金	29,853	1 特別会計介護保険事業費繰出金(経常)【介護・医療・年金室】	29,853
		28 繰出金	29,853
		1 低所得者保険料控減繰出金	17,828
		低所得者保険料控減繰出	17,828
		5 特別会計介護保険事業費繰出金	12,025
		介護給付費繰出	13,343
		職員給与費等繰出	1,078
		地域支援事業費繰出	△2,396
28 繰出金	7,711	3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金【介護・医療・年金室】	7,711
		28 繰出金	7,711
		9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金	7,711
		職員給与費等繰出	7,711
2 給料	16,884	1 人件費(保健衛生総務費)【人事室】	29,074
		2 給料	16,884
		2 一般職給	16,884
		一般職給	16,884
3 職員手当等	7,147	3 職員手当等	7,147
		2 扶養手当	△560
		管理職手当	△240
		地域手当	1,918
		通勤手当	667
		9 時間外及び休日勤務手当	1,083
		10 住居手当	△274
		11 期末勤勉手当	4,693
		14 児童手当	△140
		4 共済費	5,043
		3 職員共済組合員負担金	4,033
		7 社会保険料	624
		11 協会けんぽ負担金	386
2 給料	△9,300	1 人件費(清掃総務費)【人事室】	△12,983
		2 給料	△9,300

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
4	2				
	1 [清掃総務費]				
3	市民医療総合施設対 策	382,488	2,000	384,488	寄附金 2,000
	1 市民医療総合 施設対策	120,000	0	120,000	0
	2 病院事業費	262,488	2,000	264,488	寄附金 2,000
5	働 費	64,385	△291	64,094	一般財源 △291
	1 労働諸費	64,385	△291	64,094	一般財源 △291
	1 労働対策費	27,179	△291	26,888	一般財源 △291
6	農 林 水 産 業 費	126,330	2,133	128,463	一般財源 2,133
	1 農業費	108,271	2,133	110,404	一般財源 2,133



節		明	
区分	金額	説明	
3 職員手当等	△3,190	2 一般職給 一般職給	△9,300
4 共 済 費	△493	3 職員手当等	△3,190
		2 扶養手当	△156
		3 管理職手当	720
		4 地域手当	△1,080
		5 通勤手当	△157
		6 特殊勤務手当	295
		9 時間外及び休日勤務手当	△398
		11 期末勤勉手当	△2,414
		4 共 済 費	△493
		3 職員共済組合負担金	△493
13 委 託 料	9,460	50 医療保健センター管理運営事業(臨時)【地域保健室】	△79,740
15 工事請負費	70,280	19 負担金補助及び交付金	△79,740
19 負担金補助 及び交付金	△79,740	2 補 助 金	△79,740
		豊能広域こども急病センター管理運営補助 金	△79,740
		51 医療保健センター施設改修事業(継続費)【地域保健室】	79,740
		13 委 託 料	9,460
		1 委 託 料	9,460
		実施設計委託	9,460
		15 工事請負費	70,280
		1 工事請負費	70,280
		施設改修工事	70,280
19 負担金補助 及び交付金	2,000	50 病院事業会計繰出事業(臨時)【市立病院】	2,000
		19 負担金補助及び交付金	2,000
		2 補 助 金	2,000
		医療機器等購入補助金	2,000
2 給 料	△300	1 人件費(労働対策費)【人事室】	△291
3 職員手当等	9	2 給 料	△300
		2 一般職給	△300
		一般職給	△300
		3 職員手当等	9
		9 時間外及び休日勤務手当	△230
		10 住居手当	239

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
6	1 農業委員会費	42,500	△2,650	39,850	一般財源 △2,650
	2 農業総務費	29,478	4,783	34,261	一般財源 4,783
7	商 工 費	160,428	14,981	175,409	諸収入 一般財源 3,300 11,681
	1 商 工 費	135,336	14,981	150,317	諸収入 一般財源 3,300 11,681
	1 商 工 総務費	85,822	11,681	97,503	一般財源 11,681
	2 商 工業振興費	49,514	3,300	52,814	諸収入 3,300

節		金額	説明
区分	料	千円	千円
2	給料	△1,458	1 人件費 (農業委員会費) 【人事室】 2 給料 2 一般職給 一般職給 △1,458
3	職員手当等	△875	3 職員手当等 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 △875 △194 △198 243 △586 △140 △317
4	共済費	△317	4 共済費 3 職員共済組合負担金 △317
2	給料	2,457	1 人件費 (農業総務費) 【人事室】 2 給料 2 一般職給 2,457
3	職員手当等	1,219	3 職員手当等 4 地域手当 5 通勤手当 11 期末勤勉手当 1,219 278 24 917
4	共済費	1,107	4 共済費 3 職員共済組合負担金 1,107
2	給料	5,267	1 人件費 (商工総務費) 【人事室】 2 給料 2 一般職給 5,267
3	職員手当等	3,912	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 3,912 78 420 691 592 290 1,661 180
4	共済費	2,502	4 共済費 3 職員共済組合負担金 2,502
13	委託料	5,000	52 箕面まつり開催補助事業【箕面営業室】 13 委託料 1 委託料 5,000
19	負担金補助 及び交付金	△1,700	19 負担金補助及び交付金 2 補助金 △1,700

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項	千円	千円	千円	千円
7	1				
	2[商工業振興費]				
8	土	5,398,819	△11,352	5,387,467	国庫支出金 市債 一般財源
	木				△11,731 △9,200 9,579
	費				9,953
	1	825,715	9,953	835,668	一般財源
	土				
	木				
	管理費				
	1	822,914	9,953	832,867	一般財源
	土				
	木				
	総務費				
	2	1,599,223	△26,838	1,572,385	国庫支出金 市債 一般財源
	道路橋りょう費				△12,397 △9,200 △5,241
	2	892,446	△26,838	865,608	国庫支出金 市債 一般財源
	道路維持・ 交通安全施設 整備事業費				△12,397 △9,200 △5,241
	4	2,454,271	5,533	2,459,804	国庫支出金 一般財源
	都市計画費				666 4,867
	1	5,834	1,533	7,367	国庫支出金 一般財源
	都市計画総務費				666 867
	5	1,153,599	4,000	1,157,599	一般財源
	地域整備推進費				4,000
9	消	1,206,501	8,824	1,215,325	一般財源
	防				8,824
	費				
	1	1,206,501	8,824	1,215,325	一般財源
	消防費				8,824
	1	1,014,834	8,824	1,023,658	一般財源
	常備消防費				8,824

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		築面まつり開催補助金	△1,700
2 給料	2,100	1 人件費(土木総務費)【人事室】	9,953
		2 給料	2,100
3 職員手当等	954	2 一般職給 一般職給	2,100
		3 職員手当等	954
4 共済費	6,899	3 管理職手当	△780
		4 地域手当	144
		5 通勤手当	△602
		9 時間外及び休日勤務手当	2,566
		11 期末勤勉手当	316
		14 児童手当	△690
		4 共済費	6,899
		3 職員共済組合負担金	6,899
15 工事請負費	△26,838	52 橋りょう長寿命化対策事業【道路課】	△26,838
		15 工事請負費	△26,838
		1 工事請負費	△26,838
		橋りょう長寿命化対策工事	△26,838
19 負担金補助 及び交付金	1,533	50 都市景観形成事業【まちづくり政策室】	1,533
		19 負担金補助及び交付金	1,533
		2 補助金	1,533
		都市景観形成補助金	1,533
19 負担金補助 及び交付金	4,000	57 船場地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)	4,000
		【北急まちづくり推進室】	
		19 負担金補助及び交付金	4,000
		1 負担金	4,000
		基本構想策定業務費	4,000
2 給料	△1,801	1 人件費(常備消防費)【人事室】	8,824
		2 給料	△1,801
3 職員手当等	3,354	2 一般職給 一般職給	△1,801
			△1,801

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
9	1 [常備消防費]				
		千円	千円	千円	千円
10	教育費	5,070,670	△21,282	5,049,388	寄附金 繰入金 一般財源
					1,000 20,000 △42,282
	1 教育総務費	1,917,178	39,012	1,997,190	繰入金 一般財源
					20,000 60,012
	2 事務局費	713,875	58,772	772,647	一般財源
					58,772
	7 小中一貫校整備費	63,500	21,240	84,740	繰入金 一般財源
					20,000 1,240
	2 小学校費	837,304	△36,570	800,734	寄附金 一般財源
					500 △37,070
	1 学校管理費	679,271	△36,570	642,701	寄附金 一般財源
					500 △37,070

節		説明	
区分	金額		
4 共 済 費	7,271 千円	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	3,354 468 888 △53 663 534 389 465 1,271 8,660 △834 △555
2 給 料	26,630	1 人件費(事務局費)【人事室】 2 給 料 2 一般職給 一般職給	58,772 26,630 26,630
3 職 員 手 当 等	19,939	3 職員手当等 2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金	19,939 930 1,788 3,513 △241 4,494 762 8,003 690 12,203 12,203
4 共 済 費	12,203	3 職員共済組合負担金	12,203
11 需 用 費	2,163	50 彩都の丘小中一貫校増築等事業【学校施設管理室】 11 需 用 費 1 消耗品費 15 工事請負費 1 工事請負費 普通教室増設工事 18 備品購入費 1 庁用器具費 管理用	21,240 2,163 2,163 14,400 14,400 14,400 4,677 4,677
15 工 事 請 負 費	14,400	1 工事請負費 普通教室増設工事	14,400
18 備 品 購 入 費	4,677	18 備品購入費 1 庁用器具費 管理用	4,677 4,677
2 給 料	△18,376	1 人件費(小学校・学校管理費)【人事室】 2 給 料	△37,070 △18,376

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					千円	千円
10	2 1[学校管理費]	千円	千円	千円		千円
	3 中 学 校 費	434,686	7,556	442,242	寄附金 — 一般財源	500 7,056
	1 学 校 管 理 費	338,078	7,556	345,634	寄附金 — 一般財源	500 7,056
	4 幼 稚 園 費	245,880	17,083	262,963	— 一般財源	17,083



節		金額	説明	千円
3	職員手当等	△12,499	2 一般職給 一般職給	△18,376 △18,376
4	共 済 費	△6,195	3 職員手当等	△12,499
18	備品購入費	500	2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 9 時間外及び休日勤務手当 10 住居手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当	△230 △420 △2,235 △796 △351 192 △8,359 △300
			4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料 11 協会けんぽ負担金	△6,195 △5,382 △462 △351
			53 南小学校管理運営事業(臨時)【南小学校】	500
			18 備品購入費	500
			1 庁用器具費 管理用	500
2	給 料	2,444	1 人件費(中学校・学校管理費)【人事室】	7,056
3	職員手当等	2,983	2 給 料	2,444
4	共 済 費	1,629	2 一般職給 一般職給	2,444
11	需 用 費	400	3 職員手当等	2,983
18	備品購入費	100	2 扶養手当 3 管理職手当 4 地域手当 5 通勤手当 11 期末勤勉手当	78 1,020 110 48 1,727 1,629
			4 共 済 費 3 職員共済組合負担金 7 社会保険料	1,629 1,620 9
			53 第三中学校管理運営事業(臨時)【第三中学校】	500
			11 需 用 費	400
			6 修繕料 施設修繕	400
			18 備品購入費	100
			3 教材教具費 指導用教材教具	100

(款) 10 教育費  
(項) 4 幼稚園費

(款) 10 教育費  
(項) 4 幼稚園費

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
10	4	245,880	17,083	262,963	一般財源 17,083
	1				
	幼稚園費				
	5	1,005,531	△87,474	918,057	一般財源 △87,474
	社会教育費				
	1	547,884	△87,474	460,410	一般財源 △87,474
	社会教育総務費				
	6	630,091	△1,889	628,202	一般財源 △1,889
	保健体育費				
	3	420,307	△1,889	418,418	一般財源 △1,889
	学校給食費				

節 区 分		金 額	説 明
		千円	千円
2 給 料	6,408	17,083	1 人件費(幼稚園費)【人事室】
3 職員手当等	6,973	6,408	2 給 料
4 共 済 費	3,702	6,973	2 一般職給 一般職給
		6,408	3 職員手当等
		660	2 扶養手当
		1,080	3 管理職手当
		977	4 地域手当
		147	5 通勤手当
		4,109	11 期末勤勉手当
		3,702	4 共 済 費
		5,093	3 職員共済組合負担金
		△836	7 社会保険料
		△555	11 協会けんぽ負担金
2 給 料	△41,288	△87,474	1 人件費(社会教育総務費)【人事室】
3 職員手当等	△33,537	△41,288	2 給 料
4 共 済 費	△12,649	△41,288	2 一般職給 一般職給
		△33,537	3 職員手当等
		△662	2 扶養手当
		△5,748	3 管理職手当
		△5,736	4 地域手当
		△453	5 通勤手当
		△1,507	9 時間外及び休日勤務手当
		30	10 住居手当
		△18,821	11 期末勤勉手当
		△640	14 児童手当
		△12,649	4 共 済 費
		△12,649	3 職員共済組合負担金
13 委 託 料	△8,435	△3,774	11 小学校給食実施事業【学校給食室】
19 負担金補助及び交付金	6,546	△8,435	13 委 託 料
		△8,435	1 委 託 料 給食調理業務委託
		4,661	19 負担金補助及び交付金
		4,661	3 交 付 金 学校給食会交付金
		1,885	12 中学校給食実施事業【学校給食室】
		1,885	19 負担金補助及び交付金
		1,885	3 交 付 金 学校給食会交付金

(款) 10 教育費  
(項) 6 保健体育費

# 給与費

## 1 特別職

区 分	職 員 数	給 与			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	
補正後	長 等	3		27,032	12,262 4.05
	議 員	22	153,188		62,039 4.05
	その他の 特別職	1,887	281,681		
	計	1,912	434,869	27,032	74,301
	長 等	3		27,032	12,262 4.05
	議 員	23	160,069		64,826 4.05
補正前	その他の 特別職	1,887	281,681		
	計	1,913	441,750	27,032	77,088
	長 等				
	議 員	△ 1	△ 6,881		△ 2,787
比 較	その他の 特別職				
	計	△ 1	△ 6,881		△ 2,787

# 明 細 書

費		計	共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	そ の 他 の 手 当				
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
3,244		42,538	7,608	50,146	
		215,227	96,155	311,382	
		281,681	13,622	295,303	
3,244		539,446	117,385	656,831	
3,244		42,538	6,969	49,507	
		224,895	100,512	325,407	
		281,681	13,622	295,303	
3,244		549,114	121,103	670,217	
			639	639	
		△ 9,668	△ 4,357	△ 14,025	
		△ 9,668			
		△ 9,668	△ 3,718	△ 13,386	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(139) 889		3,687,670	3,518,072
補正前	(147) 885		3,691,159	3,510,943
比較	(△8) 4		△3,489	7,129

職員手当  
の内訳

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
補正後	101,660	321,603
補正前	99,906	310,077
比較	1,754	11,526

  

区分	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住居手当 (千円)
補正後	258,242	55,458
補正前	249,399	60,197
比較	8,843	△4,739

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費		共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)				
	7,205,742	1,292,111	8,497,853	
	7,202,102	1,244,556	8,446,658	
	3,640	47,555	51,195	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
493,466	75,770	8,395	7,483
492,581	77,560	8,100	7,483
885	△ 1,790	295	

期 末 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
1,504,685	689,006	2,304
1,514,906	689,006	1,728
△ 10,221		576

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
給料	△ 3,489	1 その他の増減分	△ 3,489
職員手当	7,129	1 その他の増減分	7,129

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。



説 明	備 考
新陳代謝に係る減分 $\Delta$ 20,392 千円 所属会計変更等に係る増加分 2,708 千円 昇任等に係る増加分 16,759 千円 育児休業等に係る減分 $\Delta$ 2,564 千円	職員数の異動状況 〔現在に在職する職員数〕 (その他) (計) 補正後 889(139)人 ( )人 889(139)人 補正前 885(147)人 ( )人 885(147)人 比 較 4( $\Delta$ 8)人 ( )人 4( $\Delta$ 8)人 扶養手当 1,754 千円 管理職手当 11,526 千円 地域手当 885 千円 通勤手当 $\Delta$ 1,790 千円 特殊勤務手当 295 千円 時間外及び休日勤務手当 8,843 千円 住居手当 $\Delta$ 4,739 千円 期末勤勉手当 $\Delta$ 10,221 千円 単身赴任手当 576 千円

継続費についての前前年度末までの支出額、  
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款	項	事業名	全 体 計					
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財		
						千円	千円	千円
4 衛生費	3 市民総合医療施設費 市総対	健康（業） 保（夕事） 療（改修費） 医（セ施） （継続）	平成27年度 (2015年度)	補正前				
				補正	79,740			
				補正後	79,740			
				補正前				
				補正	83,070			
				補正後	83,070			
			計	補正前				
				補正	162,810			
				補正後	162,810			
				補正前				
				補正	12,204		2,800	
				補正後	12,204		2,800	
8 土木費	4 都市計画費	区（業） 地（抛費） 場（くり事） ち（整備費） 船（ま施） （継続）	平成27年度 (2015年度)	補正前	10,516		5,258	
				補正	4,000			
				補正後	14,516		5,258	
				補正前				
				補正	22,720		8,058	
				補正後	22,720		8,058	
			計	補正前				
				補正	4,000			
				補正後	4,000			
				補正前				
				補正	26,720		8,058	
				補正後	26,720		8,058	

前年度末までの支出額又は支出額の見込み  
進行状況等に関する調書

画		前前年度末までの支出額	前年度末までの支出額(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
源内訳		千円	千円	千円	千円	千円	%
源	一般財源	千円	千円	千円	千円	千円	
その他		千円	千円	千円	千円	千円	
		79,740		79,740	79,740		
		79,740		79,740	79,740		49.0
		83,070				83,070	
		83,070				83,070	51.0
		162,810		79,740	79,740	83,070	
		162,810		79,740	79,740	83,070	100.0
		9,404		8,901	12,204		
		9,404	3,303	8,901	12,204		53.7
		9,404		8,901	12,204		45.7
		5,258		10,516	10,516		
		5,258		10,516	10,516		46.3
		4,000		4,000	4,000		
		4,000		4,000	4,000		
		9,258		14,516	14,516		
		9,258		14,516	14,516		54.3
		14,662		19,417	22,720		
		14,662	3,303	19,417	22,720		100.0
		4,000		4,000	4,000		
		4,000		4,000	4,000		
		18,662		23,417	26,720		
		18,662	3,303	23,417	26,720		100.0

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	補正区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	補正前	12,711,988	12,255,277	(673,000)	950,562	13,285,615
	補正			16,000		16,000
	補正後	12,711,988	12,255,277	1,323,900	950,562	13,301,615
	補正前	569,087	1,107,685	(264,500)	23,720	2,177,865
(3) 道路・街路	補正			△9,200		△9,200
	補正後	569,087	1,107,685	(264,500)	23,720	2,168,665
(5) 河川	補正前					
	補正			25,200		25,200
	補正後			25,200		25,200
合計	補正前	29,320,639	29,340,506	(675,300)	2,019,867	30,603,839
	補正			16,000		16,000
	補正後	29,320,639	29,340,506	2,623,900	2,019,867	30,619,839

注) 当該年度中起債見込額欄の( )は前年度からの繰越分(外書き)である。  
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

## 第56号議案

平成27年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)

平成27年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,650千円を追加し、歳入歳出それぞれ9,025,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 保 険 料	1 介 護 保 険 料	2,231,495	△33,297	2,198,198
	3 国 庫 支 出 金	1,746,080	42,573	1,788,653
4 支 払 基 金 交 付 金	1 国 庫 負 担 金	1,519,736	15,278	1,535,014
	2 国 庫 補 助 金	226,344	27,295	253,639
5 府 支 出 金	1 支 払 基 金 交 付 金	2,356,068	39,477	2,395,545
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,356,068	39,477	2,395,545
7 繰 入 金	1 府 負 担 金	1,235,236	17,019	1,252,255
	2 府 補 助 金	1,189,173	19,415	1,208,588
9 諸 収 入	1 他 会 計 繰 入 金	46,063	△2,396	43,667
	3 雑 入	1,360,456	29,853	1,390,309
歳 入 合 計	1 他 会 計 繰 入 金	1,360,456	29,853	1,390,309
	3 雑 入	192	25	217
歳 入 合 計		8,929,663	95,650	9,025,313

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費	1 総務管理費	270,829	1,103	271,932
		174,779	1,103	175,882
		8,385,113	106,747	8,441,860
2 保険給付費	1 介護サービス等諸費	7,369,398	89,865	7,459,263
	2 介護サービス等諸費	544,567	16,882	561,449
		264,737	0	264,737
		25,996	34,243	60,239
3 地域支援事業費	2 一般介護予防事業費	185,316	△34,243	151,073
	3 包括的支援事業費 及び任意事業費	54,097	△12,200	41,897
		54,097	△12,200	41,897
4 基金積立金	1 基金積立金	54,097	△12,200	41,897
歳 出 合 計		8,929,663	95,650	9,025,313





平成27年度  
(2015年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算(第1号)説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	千円 2,231,495	千円 △33,297	千円 2,198,198
2 使用料及び手数料	134	0	134
3 国庫支出金	1,746,080	42,573	1,788,653
4 支払基金交付金	2,356,068	39,477	2,395,545
5 府支出金	1,235,236	17,019	1,252,255
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	1,380,456	29,853	1,390,309
8 繰越金	1	0	1
9 諸収入	192	25	217
歳入合計	8,929,663	95,650	9,025,313

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 270,829	千円 1,103	千円 271,932
2 保険給付費	8,335,113	106,747	8,441,860
3 地域支援事業費	264,737	0	264,737
4 基金積立金	54,097	△12,200	41,897
5 諸支出金	2,887	0	2,887
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	8,929,663	95,650	9,025,313

補正額の財源内訳				
特	定		源	
国府支出金	地	方	債	その
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	25	1,078
65,265	0	0	10,311	31,171
△7,190	0	0	9,586	△2,396
0	0	0	△12,200	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
58,075	0	0	7,722	29,853

2 歳 入  
 (款) 1 保険料  
 (項) 1 介護保険料

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 保	險 料	2,231,495	△33,297	2,198,198
	1 介 護 保 険 料	2,231,495	△33,297	2,198,198
	1 第一号被保険者保険料	2,231,495	△33,297	2,198,198
3 国	庫 支 出 金	1,746,080	42,573	1,788,653
	1 国 庫 負 担 金	1,519,736	15,278	1,535,014
	1 介 護 給 付 費 等 負 担 金	1,519,736	15,278	1,535,014
	2 国 庫 補 助 金	226,344	27,295	253,639
	1 調 整 交 付 金	134,216	32,089	166,305
	2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	92,128	△4,794	87,334
4 支	払 基 金 交 付 金	2,356,068	39,477	2,395,545
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,356,068	39,477	2,395,545
	1 介 護 給 付 費 交 付 金	2,333,831	29,889	2,363,720
	2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	22,237	9,588	31,825
5 府	支 出 金	1,235,236	17,019	1,252,255
	1 府 負 担 金	1,189,173	19,415	1,208,588
	1 介 護 給 付 費 等 負 担 金	1,189,173	19,415	1,208,588
	2 府 補 助 金	46,063	△2,396	43,667
	1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	46,063	△2,396	43,667

節		説明	
区分	金額 千円		千円
1 現年度分	△33,297	1 特別徴収保険料 補正後 2,012,882,000円—補正前 2,043,134,000円 2 普通徴収保険料 補正後 178,566,000円—補正前 181,611,000円	△30,252  △3,045
1 現年度分	15,278	1 現年度分 補正後 1,535,013,000円—補正前 1,519,735,000円	15,278
1 現年度分	32,089	1 現年度分 補正後 166,305,000円—補正前 134,216,000円	32,089
1 介護予防・ 日常生活支援 総合事業費 交付金	8,561	1 現年度分 補正後 28,416,000円—補正前 19,855,000円	8,561
2 包括的支援事業 及び任意事業費 交付金	△13,355	1 現年度分 補正後 58,918,000円—補正前 72,273,000円	△13,355
1 現年度分	29,889	1 現年度分 補正後 2,363,719,000円—補正前 2,333,830,000円	29,889
1 現年度分	9,588	1 現年度分 補正後 31,825,000円—補正前 22,237,000円	9,588
1 現年度分	19,415	1 現年度分 補正後 1,208,587,000円—補正前 1,189,172,000円	19,415
1 介護予防・ 日常生活支援 総合事業費 交付金	4,281	1 現年度分 補正後 14,208,000円—補正前 9,927,000円	4,281

(款) 5 府支出金  
(項) 2 府補助金

(款) 5 府支出金  
(項) 2 府補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目	千円	千円	千円
5	2			
	1 [地域支援事業交付金]			
7	繰 入 金	1,360,456	29,853	1,390,309
	1 他 会 計 繰 入 金	1,360,456	29,853	1,390,309
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,360,456	29,853	1,390,309
9	諸 収 入	192	25	217
	3 雑 入	190	25	215
	2 弁 償 金	188	25	213



節	区分	金額	説明	金額
		千円		千円
2	包括的支援事業及び任意事業費交付金	△6,677	1 現年度分 補正後 29,459,000円—補正前 36,136,000円	△6,677
1	介護給付費金繰入	13,343	1 介護給付費繰入金 補正後 1,055,232,000円—補正前 1,041,889,000円	13,343
2	地域支援事業繰入金	△2,396	1 介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金 補正後 14,208,000円—補正前 9,927,000円 2 包括的支援事業及び任意事業費繰入金 補正後 29,459,000円—補正前 36,136,000円	4,281 △6,677
3	職員給与等繰入金	1,078	1 職員給与等繰入金 補正後 273,582,000円—補正前 272,504,000円	1,078
4	低所得者保険料軽減繰入金	17,828	1 低所得者保険料軽減繰入金	17,828
1	美費弁償金	25	1 非常勤職員等雇用保険料個人負担金 補正後 213,000円—補正前 188,000円	25

(款) 9 諸収入  
(項) 3 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
1 総 務 費		270,829	1,103	271,932	諸収入 25 一般財源 1,078
1 総 務 管 理 費		174,779	1,103	175,882	諸収入 25 一般財源 1,078
	1 一 般 管 理 費	174,779	1,103	175,882	諸収入 25 一般財源 1,078
2 保 険 給 付 費		8,335,113	106,747	8,441,860	△19,578 保険料 46,058 国庫支出金 29,889 支払基金交付金 19,207 府支出金 31,171 一般財源
1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費		7,369,398	89,865	7,459,263	△21,845 保険料 40,966 国庫支出金 25,163 支払基金交付金 16,520 府支出金 29,061 一般財源
	1 居 宅 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費	4,379,650	50,020	4,429,670	△21,062 保険料 23,663 国庫支出金 14,007 支払基金交付金 9,332 府支出金 24,080 一般財源
	3 地 域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費	610,026	8,131	618,157	△160 保険料 3,530 国庫支出金 2,277 支払基金交付金 1,467 府支出金 1,017 一般財源
	5 施 設 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費	1,922,620	25,627	1,948,247	△502 保険料 11,128 国庫支出金 7,175 支払基金交付金 4,623 府支出金 3,203 一般財源

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	190	3 一般事務経費(人件費)【介護・医療・年金室】	1,103
		2 給料	190
3 職員手当等	439	2 一般職給 一般職給	190
		3 職員手当等	439
4 共济費	474	2 扶養手当	△474
		3 管理職手当	△1,260
		4 地域手当	△186
		5 通勤手当	△118
		9 時間外及び休日勤務手当	1,963
		10 住居手当	1,296
		11 期末勤勉手当	△1,002
		14 児童手当	220
		4 共济費	474
		3 職員共济組合員負担金	425
		7 社会保険料	69
		11 協会けんぽ負担金	△20
19 負担金補助及び交付金	50,020	21 保険給付事業(居宅介護サービス給付費)【介護・医療・年金室】	50,020
		19 負担金補助及び交付金	50,020
		1 負担金 居宅介護サービス給付費	50,020
19 負担金補助及び交付金	8,131	19 保険給付事業(地域密着型介護サービス給付費)【介護・医療・年金室】	8,131
		【介護・医療・年金室】	
		19 負担金補助及び交付金	8,131
		1 負担金 地域密着型介護サービス給付費	8,131
19 負担金補助及び交付金	25,627	23 保険給付事業(施設介護サービス給付費)【介護・医療・年金室】	25,627
		19 負担金補助及び交付金	25,627
		1 負担金 施設介護サービス給付費	25,627

(款) 2 保険給付費  
(項) 1 介護サービス等諸費



節		明	
区分	金額	説	
19 負担金補助及び交付金	225	25 保険給付事業(居宅介護福祉用具購入費)【介護・医療・年金室】	千円 225
		19 負担金補助及び交付金	225
		1 負担金 居宅介護福祉用具購入費	225
19 負担金補助及び交付金	453	26 保険給付事業(居宅介護住宅改修費)【介護・医療・年金室】	453
		19 負担金補助及び交付金	453
		1 負担金 居宅介護住宅改修費	453
19 負担金補助及び交付金	5,409	27 保険給付事業(居宅介護サービス計画給付費)	5,409
		【介護・医療・年金室】	
		19 負担金補助及び交付金	5,409
		1 負担金 居宅介護サービス計画給付費	5,409
19 負担金補助及び交付金	13,694	9 保険給付事業(介護予防サービス給付費)【介護・医療・年金室】	13,694
		19 負担金補助及び交付金	13,694
		1 負担金 介護予防サービス給付費	13,694
19 負担金補助及び交付金	42	13 保険給付事業(地域密着型介護予防サービス給付費)	42
		【介護・医療・年金室】	
		19 負担金補助及び交付金	42
		1 負担金 地域密着型介護予防サービス給付費	42
19 負担金補助及び交付金	260	15 保険給付事業(介護予防福祉用具購入費)【介護・医療・年金室】	260
		19 負担金補助及び交付金	260
		1 負担金 介護予防福祉用具購入費	260
19 負担金補助及び交付金	998	16 保険給付事業(介護予防住宅改修費)【介護・医療・年金室】	998
		19 負担金補助及び交付金	998
		1 負担金 介護予防住宅改修費	998
19 負担金補助及び交付金	1,888	17 保険給付事業(介護予防サービス計画給付費)	1,888
		【介護・医療・年金室】	
		19 負担金補助及び交付金	1,888
		1 負担金 介護予防サービス計画給付費	1,888

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

(款) 3 地域支援事業費  
(項) 2 一般介護予防事業費

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
3	地 域 支 援 事 業 費	264,737	0	264,737	保険料 △2 国庫支出金 △4,794 支払基金交付金 9,588 府支出金 △2,396 一般財源 △2,396
	2 一般介護予防事業費	25,996	34,243	60,239	保険料 7,532 国庫支出金 8,561 支払基金交付金 9,588 府支出金 4,281 一般財源 4,281
	1 一般介護予防事業費	25,996	34,243	60,239	保険料 7,532 国庫支出金 8,561 支払基金交付金 9,588 府支出金 4,281 一般財源 4,281
	3 包括的支援事業及び任意事業費	185,316	△34,243	151,073	保険料 △7,534 国庫支出金 △13,355 府支出金 △6,677 一般財源 △6,677
	2 任意事業費	52,809	△34,243	18,566	保険料 △7,534 国庫支出金 △13,355 府支出金 △6,677 一般財源 △6,677
4	基 金 積 立 金	54,097	△12,200	41,897	保険料 △12,200
	1 基金積立金	54,097	△12,200	41,897	保険料 △12,200
	1 介護保険給付費準備立基金	54,097	△12,200	41,897	保険料 △12,200

節		明	
区分	金額	説明	千円
			千円
19 負担金補助 及び交付金	34,243	63 地域介護予防活動支援事業【高齢福祉室】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 街かどデザインハウス運営事業費補助金他	34,243 34,243 34,243
12 役務費	△1	65 高齢者自立支援事業【高齢福祉室】 12 役務費 1 通信運搬費	△34,243 △1
19 負担金補助 及び交付金	△34,242	19 負担金補助及び交付金 2 補助金 高齢者自立支援補助金	△34,242 △34,242
25 積立金	△12,200	50 介護保険給付費準備基金積立事業【介護・医療・年金室】 25 積立金 16 介護保険給付費準備基金積立金	△12,200 △12,200 △12,200

(款) 4 基金積立金  
(項) 1 基金積立金

# 給与費

## 1 一般職

### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(3) 14		51,971	40,490
補正前	(3) 12		51,781	40,271
比較	( ) 2		190	219

区分	職員手当 の内訳	区分	
		扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)
補正後		1,050	3,900
補正前		1,524	5,160
比較		△ 474	△ 1,260

区分	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)
補正前	312	21,420
比較	1,296	△ 1,002

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。



# 明 細 書

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
92,461	17,567	110,028	
92,052	17,093	109,145	
409	474	883	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	時 間 外 及 休 日 勤 務 手 当 (千円)
6,831	919	5,764
7,017	1,037	3,801
△ 186	△ 118	1,963

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別 (千円)	内訳
給料	190	1 その他の増分	190
職員手当	219	1 その他の増減分	219

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考	
人事異動に係る増分 190 千円	職員数の異動状況 〔 現に在職する 〕 { 職員数 }	(その他) (計) ( )人 14(3)人 補正後 14(3)人 ( )人 補正前 12(3)人 ( )人 比 較 2( )人 ( )人 2( )人
	扶養手当 管理職手当 地域手当 通勤手当 時間外及び休日勤務手当 住居手当 期末勤勉手当	△ 474 千円 △ 1,260 千円 △ 186 千円 △ 118 千円 1,963 千円 1,296 千円 △ 1,002 千円



## 第57号議案

平成27年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)

平成27年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,694千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,880,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 243,135	千円 7,711	千円 250,846
	1 他会計繰入金	243,135	7,711	250,846
5 諸収入		2,120	△17	2,103
	4 雑収入	18	△17	1
歳入合計		1,873,045	7,694	1,880,739

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費	30,856	7,694	38,550
		20,729	7,694	28,423
歳 出 合 計		1,873,045	7,694	1,880,739





平成27年度  
(2015年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	千円 1,627,706	千円 0	千円 1,627,706
2 使用料及び手数料	83	0	83
3 繰入金	243,135	7,711	250,846
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	2,120	△17	2,103
歳入合計	1,873,045	7,694	1,880,739

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 30,856	千円 7,694	千円 38,550
2 後広域高年齢者納付療養金	1,839,589	0	1,839,589
3 諸支出金	2,100	0	2,100
4 予備費	500	0	500
歳出合計	1,873,045	7,694	1,880,739

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	内
国府支出金	地方債	その他	一般財源	訳
千円 0	千円 0	千円 Δ17	千円 7,711	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	Δ17	7,711	

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
3 繰	入 金	243,135	7,711	250,846
1 他	会 計 繰 入 金	243,135	7,711	250,846
1 一	般 会 計 繰 入 金	243,135	7,711	250,846
5 諸	収 入	2,120	△17	2,103
4 雑	入 入	18	△17	1
2 弁	償 金	17	△17	0

節		明	
区分	金額 千円	説	千円
2 職員給与等 繰入金	7,711	1 職員給与等繰入金 補正後 38,964,000円—補正前 31,253,000円	7,711
1 実費弁償金	△17	1 任期付短時間勤務職員等雇用保険料個人負担金 補正後 0円—補正前 17,000円	△17

(款) 5 諸収入  
(項) 4 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
					千円	千円
1 総 務 費		30,856	7,694	38,550	諸収入	千円 △17
					— 一般財源	7,711
1 総 務 管 理 費		20,729	7,694	28,423	諸収入	△17
					— 一般財源	7,711
1 一 般 管 理 費		20,729	7,694	28,423	諸収入	△17
					— 一般財源	7,711



節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	3,201	1 一般事務経費(一般管理費)【介護・医療・年金室】	7,694
		2 給料	3,201
3 職員手当等	3,139	2 一般職給 一般職給	3,201
		3 職員手当等	3,139
4 共済費	1,354	2 扶養手当	552
		3 管理職手当	1,260
		4 地域手当	602
		5 通勤手当	110
		9 時間外及び休日勤務手当	△1,500
		11 期末勤勉手当	1,675
		14 児童手当	440
		4 共済費	1,354
		3 職員共済組合負担金	1,419
		7 社会保険料	△65

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

# 給 与 費

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	( ) 3		12,605	10,524
補正前	( ) 3		9,404	7,825
比 較	( ) ( )		3,201	2,699

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	職 員 手 当 の 内 訳
補正後	1,056	1,800	
補正前	504	540	
比 較	552	1,260	

区 分	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	5,549
補 正 前	3,874
比 較	1,675

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

# 明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
23,129	4,608	27,737	
17,229	3,254	20,483	
5,900	1,354	7,254	

地 域 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
(千円)	(千円)	
1,856	263	
1,254	153	1,500
602	110	△ 1,500

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別 内訳 (千円)	
給料	3,201	1 その他の増分	3,201
職員手当	2,699	1 その他の増減分	2,699

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考	考
人事異動に係る増分 3,201 千円	職員数の異動状況 現に在職する 職員数	(その他) (計)
	補正後 3( )人 ( )人 3( )人 補正前 3( )人 ( )人 3( )人 比 較 ( )人 ( )人 ( )人	
	扶養手当 552 千円 管理職手当 1,260 千円 地域手当 602 千円 通勤手当 110 千円 時間外及び休日勤務手当 △ 1,500 千円 期末勤勉手当 1,675 千円	



第 5 8 号 議 案

平成 2 7 年度 箕面市 病院事業 会計補正 予算 (第 1 号)

第 1 条 平成 2 7 年度 箕面市 病院事業 会計の補正 予算 (第 1 号) は、次に 定めるところ による。

第 2 条 平成 2 7 年度 箕面市 病院事業 会計予算 第 4 条に 定めた資本 的収入及び 支出の予定 額を次の とおり補正 する。

(科 目)		(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	263,099 千 円	2,000 千 円	265,099 千 円
第 5 項	負 担 金		2,000 千 円	2,000 千 円
		支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	1,217,316 千 円	2,000 千 円	1,219,316 千 円
第 1 項	建 設 改 良 費	878,866 千 円	2,000 千 円	880,866 千 円

平成 2 7 年 6 月 1 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎





平成 2 7 年度（2015年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）説明書



平成27年度（2015年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第1号）

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			千円 263,099	千円 2,000	千円 265,099	
	5 負 担 金			2,000	2,000	
		1 他 会 計 負 担 金			2,000	2,000

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 支 出			千円 1,217,316	千円 2,000	千円 1,219,316	
	1 建 設 改 良 費		878,866	2,000	880,866	
		2 固 定 資 産 購 入 費		585,193	2,000	587,193

平成27年度(2015年度) 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	748,634		748,634
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 813,768	△ 2,000	△ 815,768
一般会計からの繰入金による収入		2,000	2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 821,787		△ 821,787
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	△ 76,348		△ 76,348
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	△ 149,501		△ 149,501
5. 資金期首残高	2,364,952		2,364,952
6. 資金期末残高	2,215,451		2,215,451

平成 27 年度（2015年度）箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）参考資料



資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 資本的収入			千円 263,099	千円 2,000	千円 265,099		千円	千円
	5 負担金			2,000	2,000			
		1 他会計負担金		2,000	2,000	一般会計 負担金	2,000	医療機器整備等負担金 2,000 新規計上

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
1 資本的支出			千円 1,217,316	千円 2,000	千円 1,219,316		千円	千円
	1 建設改良費		878,866	2,000	880,866			
		2 固定資産 購入費	585,193	2,000	587,193	器械備品費	587,193	高額医療機器 466,389 2,000 増





第59号議案

平成27年度箕面市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成27年度箕面市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度箕面市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定められた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
-------	---------	---------	-------

(4) 主要な建設改良事業

ア 拡張事業	33,374千円	5,516千円	38,890千円
イ 改良事業	601,001千円	2,729千円	603,730千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
			支 出

第1款 水道事業費用 2,749,382千円 △6,665千円 2,742,717千円

第1項 営業費用 2,610,848千円 △6,665千円 2,604,183千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額755,819千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額764,064千円」に、「建設改良積立金199,401千円」を「建設改良積立金207,654千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,119千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,111千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
			支 出

第1款 資本的支出 1,017,030千円 8,245千円 1,025,275千円

第1項 建設改良費 665,784千円 8,245千円 674,029千円

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費332,457千円」を「職員給与費334,037千円」に改める。

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎



平成27年度箕面市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
	1 営業費用		2,749,382	△ 6,665	2,742,717	
			2,610,848	△ 6,665	2,604,183	
		1 原水及び浄水費	1,415,368	9,964	1,425,332	原水・浄水設備の維持及び 作業に要する費用
		2 配水及び給水費	195,405	△ 153	195,252	配水・給水設備の維持及び 作業に要する費用
		3 受託工事費	22,850	152	23,002	配水管移設工事及び給水装 置等修繕に要する費用
		4 業務費	112,349	△ 116	112,233	料金の調定、徴収及び計量 業務に要する費用
		5 総保費	208,449	△ 16,512	191,937	事業活動全般に関連する費 用

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
	1 建設改良費		1,017,030	8,245	1,025,275	
			665,784	8,245	674,029	
		1 拡張費	33,374	5,516	38,890	拡張事業に要する費用
		2 改良費	601,001	2,729	603,730	改良事業に要する費用

平成27年度 箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予算額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	243,463	6,665	250,128
業務活動によるキャッシュ・フロー①	753,688	6,665	760,353
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 622,070	△ 8,245	△ 630,315
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 627,110	△ 8,245	△ 635,355
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 177,359		△ 177,359
4. 資金の増加額④=①+②+③	△ 50,781	△ 1,580	△ 52,361
5. 資金期首残高	2,325,232	1,160	2,326,392
6. 資金期末残高	2,274,451	△ 420	2,274,031

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 管理者	その他	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)			計 (千円)
補正後	損益勘定支弁職員	12	( 5 ) 24	180	109,934		132,529	242,643	35,571	278,214
	資本勘定支弁職員		( 6 )		23,550		20,546	44,096	8,622	52,718
合計		12	( 5 ) 30	180	133,484		153,075	286,739	44,193	330,932
補正前	損益勘定支弁職員	12	( 5 ) 24	180	113,166		135,931	249,277	35,587	284,864
	資本勘定支弁職員		( 1 ) 5		20,988		16,464	37,452	7,021	44,473
合計		12	( 6 ) 29	180	134,154		152,395	286,729	42,608	329,337
比較	損益勘定支弁職員		( )	△ 3,232			△ 3,402	△ 6,634	△ 16	△ 6,650
	資本勘定支弁職員		( △ 1 ) 1		2,562		4,082	6,644	1,601	8,245
合計			( △ 1 ) 1		△ 670		680	10	1,585	1,595

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、( ) 内は短時間勤務職員数(外書き)である。

区分	扶養手当 (千円)		管理職手当 (千円)		地域手当 (千円)		通勤手当 (千円)	
	後	前	後	前	後	前	後	前
補正後	5,148		13,308		18,163		2,589	
補正前	4,584		13,620		18,287		2,474	
比較	564		△ 312		△ 124		115	
区分の内訳	時間外及び休日 勤務手当(千円)		住居手当 (千円)		期末勤勉手当 (千円)		退職給付費 (千円)	
	補正後	4,470	2,901	56,496	50,000			
補正前	4,470	2,577	56,383	50,000				
比較		324	113					

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 670	1 その他の増減分	新陳代謝に係る増加分 1,977千円 所属会計変更等に係る減分 △ 2,647千円	職員数の異動状況  (現に在職する職員数) (その他) (計)
手当	680	1 その他の増減分		補正後 30 (5) 人 0 ( ) 人 30 (5) 人 補正前 27 (6) 人 2 ( ) 人 29 (6) 人 比較 3 (△1) 人 △2 ( ) 人 1 (△1) 人
				扶養手当 564千円 管理職手当 △ 312千円 地域手当 △ 124千円 通勤手当 115千円 住居手当 324千円 期末勤勉手当 113千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 27 年度(2015年度)

箕面市水道事業会計補正予算(第 1 号)参考資料

実施計画内訳書

収益的收入及び支出  
支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業費用		2,749,382	△ 6,665	2,742,717
1 営業費用		2,610,848	△ 6,665	2,604,183
	1 原水及び浄水費	1,415,368	9,964	1,425,332
	2 配水及び給水費	195,405	△ 153	195,252
	3 受託工事費	22,850	152	23,002
	4 業務費	112,349	△ 116	112,233
	5 総係費	208,449	△ 16,512	191,937



明 細		備 考	
節	金額 (千円)		(千円)
給料	43,823	給料	43,823 4,043 増
手当等	27,937	扶養手当	1,560 132 増
		管理職手当	4,260 540 増
		地域手当	5,958 566 増
		通勤手当	1,043 50 増
		住居手当	1,281 324 増
		期末勤勉手当	12,705 1,744 増
		児童手当	480 120 増
賞与引当金繰入額	6,812	賞与引当金繰入額	6,812 678 増
法定福利費	14,414	職員共済組合負担金	13,743 1,721 増
		社会保険料	363 46 増
手当等	13,066	住居手当	648 324 減
		期末勤勉手当	5,476 210 減
		児童手当	705 135 減
賞与引当金繰入額	3,295	賞与引当金繰入額	3,295 135 増
法定福利費	7,307	職員共済組合負担金	6,069 667 増
		社会保険料	703 200 減
		協会けんぽ負担金	461 86 減
給料	4,182	給料	4,182 52 増
手当等	2,882	地域手当	583 6 増
		期末勤勉手当	1,179 18 増
賞与引当金繰入額	668	賞与引当金繰入額	668 7 増
法定福利費	1,393	職員共済組合負担金	1,393 69 増
給料	4,741	給料	4,741 119 減
手当等	3,074	地域手当	674 15 減
賞与引当金繰入額	798	賞与引当金繰入額	798 8 増
法定福利費	1,710	職員共済組合負担金	1,578 10 増
給料	33,423	給料	33,423 7,208 減
手当等	21,487	管理職手当	3,228 2,052 減
		地域手当	4,483 1,158 減
		通勤手当	639 161 増
		時間外及び休日勤務手当	1,850 350 増
		住居手当	0 324 減
		期末勤勉手当	8,895 2,595 減
賞与引当金繰入額	4,995	賞与引当金繰入額	4,995 1,443 減
法定福利費	11,353	職員共済組合負担金	9,494 2,830 減
		社会保険料	726 409 増
		協会けんぽ負担金	361 178 増

資本的收入及び支出  
支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的支出		1,017,030	8,245	1,025,275
1 建設改良費		665,784	8,245	674,029
	1 拡張費	33,374	5,516	38,890
	2 改良費	601,001	2,729	603,730

明 細		備 考	
節	金額 (千円)		
			(千円)
給料	12,071	12,071	1,930 増
手当等	10,481	822	432 増
		1,740	1,200 増
		1,756	427 増
		150	96 減
		400	800 減
		324	324 増
		5,289	1,176 増
法定福利費	4,399	4,358	923 増
給料	11,479	11,479	632 増
手当等	10,065	1,631	50 増
		600	450 増
		324	324 増
		4,954	595 増
法定福利費	4,223	4,181	1,166 増
		0	305 減
		0	183 減



第60号議案

平成27年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成27年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度箕面市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分) (既決予定量) (補正予定量) ( 計 )

(4) 主要な建設改良事業

ア 汚水建設改良事業 242,211千円 8,762千円 250,973千円  
 イ 雨水建設改良事業 33,483千円 △71千円 33,412千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) ( 計 )  
 支 出

第1款 下水道事業費用 2,474,986千円 11,970千円 2,486,956千円  
 第1項 営業費用 2,277,789千円 11,970千円 2,289,759千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額495,731千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額504,422千円」に、「当年度分損益勘定留保資金32,676千円」を「当年度分損益勘定留保資金41,367千円」に改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) ( 計 )  
 支 出

第1款 資本的支出 798,536千円 8,691千円 807,227千円  
 第1項 建設改良費 382,352千円 8,691千円 391,043千円

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費108,383千円」を「職員給与費129,044千円」に改める。

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎



平成27年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道 事業費用	1 営業費用		2,474,986	11,970	2,486,956	
			2,277,789	11,970	2,289,759	
		1 污水管渠費	142,044	129	142,173	污水管渠の維持管理に要する費用
		2 雨水管渠費	58,219	2,757	60,976	雨水管渠の維持管理に要する費用
		4 ポンプ場費	68,512	1,982	70,494	ポンプ場設備の維持管理に要する費用
		6 普及促進費	6,052	124	6,176	水洗化の普及促進に要する費用
		8 污水総係費	41,781	3,168	44,949	污水事業全般に関連する費用
		9 雨水総係費	20,499	3,810	24,309	雨水事業全般に関連する費用

資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 支出	1 建設改良 費		798,536	8,691	807,227	
			382,352	8,691	391,043	
		1 汚水建設改良 費	242,211	8,762	250,973	汚水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良 費	33,483	△ 71	33,412	雨水建設改良事業に要する経費

平成27年度 箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	151,073	△ 11,970	139,103
業務活動によるキャッシュ・フロー①	839,699	△ 11,970	827,729
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 357,881	△ 8,691	△ 366,572
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 242,111	△ 8,691	△ 250,802
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 313,245		△ 313,245
4. 資金の増加額④=①+②+③	284,343	△ 20,661	263,682
5. 資金期首残高	2,997,960	71,682	3,069,642
6. 資金期末残高	3,282,303	51,021	3,333,324



## 給与費明細書

### 1 総括

区分	職員数		給与費					法定福利費	合計	
	特別職(人) 管理者	その他	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			(千円)
補正後	損益勘定支弁職員	12	( 2 ) 8	180	37,088		36,523	73,791	11,781	85,572
	資本勘定支弁職員		( ) 4		18,762		16,468	35,230	6,908	42,138
合計		12	( 2 ) 12	180	55,850		52,991	109,021	18,689	127,710
補正前	損益勘定支弁職員	12	( 2 ) 8	180	36,039		26,323	62,542	11,060	73,602
	資本勘定支弁職員		( 1 ) 3		15,817		12,356	28,173	5,274	33,447
合計		12	( 3 ) 11	180	51,856		38,679	90,715	16,334	107,049
比較	損益勘定支弁職員		( )		1,049		10,200	11,249	721	11,970
	資本勘定支弁職員		( △ 1 ) 1		2,945		4,112	7,057	1,634	8,691
	合計		( △ 1 ) 1		3,994		14,312	18,306	2,355	20,661

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	手当の内訳		
					時間外及び休日 勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)
補正後	1,584	7,020	7,737	924			
補正前	1,500	5,640	7,083	587			
比較	84	1,380	654	337			
区分							
補正後	1,090	324	23,672	10,640			
補正前	1,090	648	21,131	1,000			
比較		△ 324	2,541	9,640			

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	3,994	1 その他の増加分	2,080千円 新陳代謝に係る増加分 所属会計変更等に係る増加分 1,914千円	職員数の異動状況 (現在に在職する職員数) (その他) (計)
手当	14,312	1 その他の増加分		補正後 12 ( 2 ) 人 ( ) 人 12 ( 2 ) 人 補正前 11 ( 3 ) 人 ( ) 人 11 ( 3 ) 人 比 較 1 (△1) 人 ( ) 人 1 (△1) 人 扶養手当 84千円 管理職手当 1,380千円 地域手当 654千円 通勤手当 337千円 住居手当 △324千円 期末勤勉手当 2,541千円 退職給付費 9,640千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 27 年度(2015年度)

箕面市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)参考資料

実施計画内訳書

収益的收入及び支出

支出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用		(千円) 2,474,986	(千円) 11,970	(千円) 2,486,956
	1 営業費用	2,277,789	11,970	2,289,759
	1 汚水管渠費	142,044	129	142,173
	2 雨水管渠費	58,219	2,757	60,976
	4 ポンプ場費	68,512	1,982	70,494
	6 普及促進費	6,052	124	6,176
	8 汚水総採費	41,781	3,168	44,949
	9 雨水総採費	20,499	3,810	24,309

節		金額		備考	
		(千円)		(千円)	
手当等	2,967	通勤手当	237	40	増
法定福利費	2,305	職員共済組合負担金	1,259	3	増
		社会保険料	670	86	増
給料	8,740	給料	8,740	1,222	増
手当等	5,700	扶養手当	156	234	減
		管理職手当	1,260	180	増
		地域手当	1,219	140	増
		通勤手当	184	120	増
		期末勤勉手当	2,781	629	増
賞与引当金繰入額	1,402	賞与引当金繰入額	1,402	169	増
法定福利費	2,939	職員共済組合負担金	2,917	531	増
給料	4,343	給料	4,343	380	増
手当等	3,150	扶養手当	312	312	増
		管理職手当	540	540	増
		地域手当	624	148	増
		通勤手当	64	64	増
		期末勤勉手当	1,240	210	増
賞与引当金繰入額	715	賞与引当金繰入額	715	147	増
法定福利費	1,449	職員共済組合負担金	1,437	181	増
給料	2,750	給料	2,750	71	増
手当等	1,553	地域手当	330	8	増
		期末勤勉手当	699	3	増
賞与引当金繰入額	404	賞与引当金繰入額	404	6	増
法定福利費	876	職員共済組合負担金	866	36	増
給料	8,650	給料	8,650	624	減
手当等	5,878	扶養手当	0	288	減
		管理職手当	1,080	660	減
		地域手当	1,168	189	減
		通勤手当	113	113	増
		住居手当	0	324	減
		期末勤勉手当	2,387	354	減
賞与引当金繰入額	1,353	賞与引当金繰入額	1,353	175	減
法定福利費	2,891	職員共済組合負担金	2,879	116	減
退職給付費	6,385	退職給付費	6,385	5,785	増
手当等	2,215	期末勤勉手当	1,068	51	減
賞与引当金繰入額	632	賞与引当金繰入額	632	6	増
退職給付費	4,255	退職給付費	4,255	3,855	増

資本的收入及び支出

支出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出		(千円) 798,536	(千円) 8,691	(千円) 807,227
1 建設改良費		382,352	8,691	391,043
	1 汚水建設改良費	242,211	8,762	250,973
	2 雨水建設改良費	33,483	△ 71	33,412

明		細		備		考	
節	金額 (千円)						(千円)
給料	9,889	給料	9,889	3,168	増		
手当等	8,735	扶養手当	528	156	増		
		管理職手当	2,040	1,320	増		
		地域手当	1,495	557	増		
		期末勤勉手当	4,468	1,996	増		
法定福利費	3,630	職員共済組合負担金	3,619	2,053	増		
		社会保険料	0	305	減		
		協会けんぽ負担金	0	183	減		
給料	8,873	給料	8,873	223	減		
手当等	7,733	扶養手当	588	138	増		
		地域手当	1,323	10	減		
		期末勤勉手当	3,970	45	減		
法定福利費	3,278	職員共済組合負担金	3,249	69	増		





第61号議案

平成27年度箕面市競艇事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成27年度箕面市競艇事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度箕面市競艇事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 競艇事業費用	49,834,590千円	4,080千円	49,838,670千円
第1項 営業費用	49,208,590千円	4,080千円	49,212,670千円
第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費202,674千円」を「職員給与費206,754千円」に改める。			

平成27年6月1日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成27年度箕面市競艇事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

支 出		(単位 千円)				
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競艇事業 費用	1 営業費用		49,834,590	4,080	49,838,670	
			49,208,590	4,080	49,212,670	
		7 管理費	535,001	4,080	539,081	事業全般に関連する費用

平成27年度箕面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	111,153	△ 4,080	107,073
業務活動によるキャッシュ・フロー①	301,708	△ 4,080	297,628
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 80,802	0	△ 80,802
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0	0	0
4. 資金の増加額④=①+②+③	220,906	△ 4,080	216,826
5. 資金期首残高	3,271,537		3,271,537
6. 資金期末残高	3,492,443	△ 4,080	3,488,363

## 給与費明細書

### 1 総括

区分	職員数		給与費							法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職(人) 管理者	その他	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賞金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定外非職員	1	23	( 21 )	4,986	85,802		85,318	176,106	29,198	205,304
	資本勘定外非職員			( )							
合計	1	23	( 21 )	4,986	85,802		85,318	176,106	29,198	205,304	
補正前	損益勘定外非職員	1	23	( 21 )	4,986	86,488		82,719	174,193	27,131	201,324
	資本勘定外非職員			( )							
合計	1	23	( 21 )	4,986	86,488		82,719	174,193	27,131	201,324	
比較	損益勘定外非職員			( )				2,599	1,913	2,067	3,980
	資本勘定外非職員			( )							
合計			( )		△ 686		2,599	1,913	2,067	3,980	

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)	住居手当 (千円)	手当の内訳		
							期末勤勉手当 (千円)	退職給付費 (千円)	
補正後	4,386	11,568	12,211	1,358	6,093	1,620			
補正前	4,152	9,348	11,999	1,465	7,407	972			
比較	234	2,220	212	△ 107	△ 1,314	648			
区分									
	補正後	39,790	8,292						
補正前	39,621	7,755							
比較	169	537							

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 686	1 その他の減分	新陳代謝に係る減分 △ 686千円	職員数の異動状況 現に在職する (職員数) (その他) (計)
手当	2,599	1 その他の増減分		補正後 22 ( ) 人 23 ( ) 人 45 ( ) 人 補正前 22 ( ) 人 23 ( ) 人 45 ( ) 人 比較 ( ) 人 ( ) 人 ( ) 人 扶養手当 234千円 管理職手当 2,220千円 地域手当 212千円 通勤手当 △ 107千円 時間外及び休日勤務手当 △ 1,314千円 住居手当 648千円 期末勤勉手当 169千円 退職給付費 537千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 27 年度(2015年度)

箕面市競艇事業会計補正予算(第 1 号)参考資料

実施計画内訳書  
 収益的收入及び支出  
 支出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 競艇事業費用		(千円) 49,834,590	(千円) 4,080	(千円) 49,838,670
		49,208,590	4,080	49,212,670
1 営業費用	7 管理費	535,001	4,080	539,081

明		細		考	
節	金額 (千円)	備	考	(千円)	
給料	85,802	一般職給 (21人)	77,748	686	減
手当等	64,241	扶養手当 (14人) 管理職手当 (15人) 地域手当 (22人) 通勤手当 (15人) 時間外及び休日勤務手当 (6人) 住居手当 (5人) 期末勤勉手当 (22人) 児童手当 (6人)	4,386 11,568 12,211 1,358 6,093 1,620 25,555 1,450	234 2,220 212 107 1,314 648 169 100	増 増 増 減 増 増 増
法定福利費	29,198	職員共済組合負担金 (22人)	28,945	2,067	増
退職給付費	8,292	退職給付費 (22人)	8,292	537	増





諮問第 2 号

軌道敷設の特許申請に係る同意について意見を求める件

次の市道路線に敷設する軌道の特許申請について、市道の道路管理者として同意する旨近畿運輸局長に回答したいので、軌道法施行令（昭和 28 年政令第 258 号）第 2 条第 2 項の規定により議会の意見を求める。

平成 27 年 6 月 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

軌道が敷設される市道路線及び区間（別紙のとおり）

（提案理由）

北大阪急行電鉄株式会社が行う軌道敷設の特許申請について、軌道法施行令第 2 条第 1 項の規定により近畿運輸局長から道路管理者の意見を求められたので、同条第 2 項の規定により提案するものである。



別紙

軌道が敷設される市道路線及び区間

路線名	当該市道の軌道が敷設される区間
市道船場西宿線	船場東三丁目100番1地先から西宿一丁目2026番地先まで 延長1,330m
市道船場中央線	船場東三丁目100番1地先から船場東二丁目100番1地先まで 延長19m(横断)
市道船場東7号線	船場東二丁目100番1地先から船場東二丁目100番1地先まで 延長210m(重複)
市道芋川北線	西宿二丁目594番4地先から西宿二丁目594番4地先まで 延長7m(横断)
市道萱野特殊道路7号線	西宿一丁目1161番1地先から西宿一丁目2244番地先まで 延長30m(重複)
市道萱野特殊道路6号線	西宿一丁目2214番地先から西宿一丁目2214番地先まで 延長35m(重複)
市道萱野区画道路1号線	西宿一丁目2171番地先から西宿一丁目2026番地先まで 延長120m(重複)

